

存 在 と 文 化 (十)

沢 登 佳 人

社会発展の「中国型」と「西欧型」

前節で述べたことを要約するとこうなる。

- (1) 社会分業機構（生産様式）は社会機構全体の土台である。その変革・発展が社会の変革・発展を創り出す。
- (2) 社会分業機構は業種間（産業間）分業機構（生産力）と階級間分業機構（生産関係）とから成る。
- (3) 両分業機構それぞれの内部にそれぞれの内的必然に基づくそれぞれの矛盾が発生すると、両矛盾の相互作用の悪循環によりそれぞれの矛盾は深刻化し、社会分業機構全体が機能麻痺に陥って停滞する。
- (4) その場合には、社会分業機構全体従って両分業機構を根本的に変革しなければ、社会分業機構従って社会機構全体は発展することができない。
- (5) この変革は、両分業機構上の被支配階級と業種間分業機構上の上昇部門の支配階級との連合勢力が、一般階級間分業機構上の支配階級と業種間分業機構上の下降部門の支配階級との連合勢力を打倒することを主軸とする、階級闘争により達成されうる。
- (6) 階級間分業機構の内部矛盾（階級矛盾）が如何程激化しても、業種間分業機構の内部矛盾（業種間矛盾・産業間矛盾）が本質的な点について存在しなければ、階級矛盾はかえって業種間分業機構の発展を刺激する条件となり、その発展の中で見かけ上解消されてしま

う。

(7) この場合には、社会分業機構従って両分業機構の根本的変革なしに、単なる技術的改善を随時施すだけで、その社会分業機構従って社会機構全体は順調に発展することができる。

ここにおいて社会発展には基本的に2つの型(タイプ)があることになる。その(一)は(3)(4)(5)型であって、この型の発展を遂げた世界史上の好例は、古代ローマ社会の社会分業機構の(3)型矛盾を初期条件として展開された所の、その後の西ヨーロッパ社会の中世—近世—近代と続く相次ぐ根本変革による発展である。故にこの型を今後「西欧型」と呼ぶことにしよう。社会発展型の(二)は(6)(7)型であって、その好例は古代から清朝中期に至る間の中国社会の発展である。そこでは古代後期に成立した社会分業機構の基本構造が2千年の長きにわたって全く変わらないのみかむしろますます整備・完成・強化・洗練されつつ不断の漸進的発展を遂げたのである。故にこの型を今後「中国型」と呼ぶことにしよう。

両型の相違は初期条件の相違を原因として生ずる。すなわち(3)と(6)との相違から起こる。では、初期条件の相違はさらに何を原因として生ずるのか。これが以下において追求しようとするテーマである。本節ではまず、中国型発展の初期条件の形成過程すなわち中国的原始古代社会史を、できるだけ一般的な型として考察することにしよう。そうすればその考察は、単に中国的原始古代の特殊型にとどまらない社会および社会発展の一般的構造についての深い洞見へと、おのずから人を導くはずである。

中国型発展の初期条件の形成過程・中国型原始古代——国家権力機構と私有財産制度との成立・公権力機構と一般産業間分業機構との分離

(a) 人間社会は家族または小氏族の型態をとる孤立的閉鎖的な小社会から出発したと思われるが、(b) 人口の増大を解決するための小社会の細胞

分裂や、生産技術の漸進的発達をもたらした生産力の向上に伴い余剰生産物の交換を中軸として次第に発達した他の小社会との相互接触の結果、それら小社会間に次第に緊密な社会関係が発生し発達して各小社会の独立性を弱め、より高次・包括的な制度・機構を有するより高次・包括的な社会としての氏族社会を成立せしめるに至る。(c) そして次に、かようにして成立した氏族社会相互間に再び前述のような過程がくり返され、かくてより高次・包括的な制度・機構を有するより高次・包括的な社会として諸氏族の連合体たる都市国家社会ないし部族国家社会が生まれる。(d) そしてさらに、それらの初期国家社会間にも基本的に同じパターンの過程がくり返されて、氏族の独立性を決定的に否定しつつより高次・包括的な制度機構を持つより高次・包括的な社会としての地域国家社会が生まれる。(e) この地域国家社会相互間にさらに同じ過程がくり返されると、やがて広大な地域と社会と人間とを包含し極めて多数多種多様で複雑にからみ合った重層的構造を有する諸制度・機構の極めて高次・包括的な統一組織としてのそれ固有の制度・組織を持った、巨大な国家社会が成立する。中国の(a) 原始社会 (b) 龍山 (c) 殷・西周・春秋前期 (d) 春秋後期・戦国 (e) 秦・漢と続く原始古代社会変革過程がこれに当たる。

ところで都市国家社会ないし部族国家社会以後を特に「国家」社会として特徴づけるのは、次の理由による。氏族社会段階までは、社会の規模も小さく制度・機構も複雑ではないから、その制度・機構を全体として維持するための一般的な物的・人的条件を整備する仕事としての公益役務（公務）は、その種類も分量もそれほど多くはなく、仕事の内容も複雑ではなく特に高度の技能を必要とするものでもなかった。従って公益役務に専従する人（公務員・役人・官僚）とその機構（官僚機構）とを、産業間分業機構の一部門として狩猟や牧畜や農業や家事などの機構と別個独立に設ける必要はなく、必要に応じ社会成員の全部または一部が適宜公益役務を負担すれば足りた。例えば、全般的な制度の一般的・抽象的な認識根拠たる一般規則を制定したり、違反者を処罰したり、社会成員間に争いが起こ

た場合両当事者の関係を直接規制する制度の個別的具体的認識根拠たる裁決を下したりする仕事は、一般産業間分業機構上の下位権力者たる家族や小氏族の長、彼らの会議、最上位権力者たる氏族全体の首長、または氏族全成員の会議（民会）が必要に応じて行ない、道路を切り開くとか橋を架けるとか族外者をもてなすとか外敵と闘うとか水防・灌漑施設を創るとかの公益事業は、それら一般産業間分業機構上の諸権力者の指揮の下に必要なに応じて全部または一部の氏族成員が適宜協力して行なう、といった工合である。要するにこの段階では、公務機構は一般産業間分業機構の中に吸収され埋没し後から独立して存在せず、従って公務機構上の権力機構（階級間分業機構）は一般産業間分業機構上のそれの中に吸収され埋没し後から独立して存在しなかった。この後の点をもう一度言い換えると、要するに公権力機構は一般産業間分業機構上の階級権力機構の中に吸収混同されて独立に存在しなかったのであり、さらに言い換えると、同じ権力者が公権力と一般階級間分業機構上の権力とを併せ握っていたのである。（公権力の本質については後程詳説する。）ところが、社会が都市国家社会ないし部族国家社会の段階に達しそこからさらに小地域国家社会へそしてついに古代的大統一国家社会へと発展するにつれて、次第に高次・包括的となりゆく社会機構特に社会分業機構を成立させ維持させさらに一層高次・包括的なものへと発展させてゆくために、その一般的条件としてますます多種多量複雑かつ高度の技能を要する公益役務の実施が必要となってくる。（公益役務をここで一般的に定義すればこうなる。公益役務とは、その歴史的時点において最も高次・包括的な、すなわち自己よりも一層高次・包括的な制度・機構の要素になっていない、制度・機構が存在しうるための物的・人的な一般的条件を提供する行為であって、特定の一部社会成員だけに利益をもたらすのではなく、全社会成員または不特定多数の社会成員に利益をもたらすが故に、特定の一部社会成員だけに本来の——一般産業間分業機構上の——業務とは別に無償でその実行をなす義務を課することが不公平な、すなわち配分的・均分的正義に反する、ものを言う。）

すなわち、当該制度・機構の骨格を形造る最も全体的なプランとしての「法」の一般的・抽象的認識根拠として法規を制定したり、その個別的具体的認識根拠の定立として各種の行政処分や裁判を行なったり、治安維持・外敵防衛・交通通信運輸の施設機構の維持運営・灌漑水利水防のための土木工事・貨幣や度量権衡器具の製造配布・暦や時刻の制定告知などの各種公益業務を法の定めに従って実行したりする仕事（これは行政処分的一种である。なぜなら、これらの業務を中心になって実施する主体がその実施について行なった意思決定に対しては一般社会成員は法上逆らうことを禁じられ、また決定の内容如何によっては一般社会成員はその実施に協力する法的義務を課せられるという意味において、当該意思決定はその業務実施についての個別的・具体的な法の認識根拠だからである。）がますます増え複雑となり高度の技術を要するものとなるのである。のみならず、広い範囲の地域と社会と人民と行為とに対して一つの法が漏れ落ちなく妥当しかつ十分に遵守されうるためには、その広い範囲の地域と社会と人民とに対して法規を周知せしめ、漏れ落ちなく行き届いた行政処分や裁判や各種公益業務を実施し、かつそれら法規や行政処分や裁判の不遵守および各種公益業務に対する妨害や協力拒否があった場合人民に対して漏れ落ちなく強力な法的制裁を課することにより、その遵守・協力を強制的に確保することが必要である。これらの尨大な仕事を巧くやってゆくためには、今までのように一般産業間分業機構上の諸権力者が本来の業務たる一般産業機構運営のための規則制定や指揮命令の片手間に法規制定や行政処分や裁判や制裁を行なうのでは到底事足りず、また彼らの指揮命令の下に一般産業間分業機構上の被支配者（一般労働者）が本来の業務たる一般産業上の労働（狩猟・牧畜・農業・手工業・などにおける労働）の片手間に各種公益業務を代わり合って分担実行するのでは到底事足りない。そこでどうしても、これらの仕事だけを社会的報酬と引き換えに専門に実行することを本来の業務とする人とその制度・機構（そのような業務の統一組織たる制度・機構）が必要となってくる。この人が「官僚（役人・公務員）」で

あり、この機構が「官僚機構」である。かくて産業間分業機構全体の中で、従来の諸部門の外に「公務部門」が独立に形成されるに至る。しかるに上記の如く、この部門の運営は法上の権力の発動（法の一般的・抽象的認識根拠たる法規の制定すなわち「立法権」の発動、法の個別的・具体的認識根拠の通常の設定方法たる行政処分すなわち「行政権」の発動、および法の個別的・具体的認識につき利害関係者間に争いが生じた場合にその認識を一致せしめるため第三者がその場合の法の個別的・具体的認識根拠を定立する方法たる裁判すなわち「司法権」の発動とから成る。）としてなされることを本質とするから、官僚機構はまた「法的権力機構」である。しかして、法的権力は公益役務の実施における秩序を確保するために創られることを本質としているから、「公権力」と呼ばれ、従って官僚機構はまた「公権力機構」でもある。そして、従来の社会における公権力が、一般産業間分業機構上の権力者により一般産業間分業機構上の権力と一緒に併せ握られていたのに対して、官僚機構が一般産業間分業機構の外に独立に存在するに至った社会では、公権力は官僚機構が専門・排他的に、すなわち一般産業間分業機構上の権力者を排除して一手に、掌握するに至る。かくて階級間分業機構の中に新たな分業部門を生じる。すなわち、官僚機構は公権力を一手に握り、一般産業間分業機構の全成員を、支配階級（当該機構上の権力者群）たると被支配階級たるとを問わず被支配層とするに至る。そして、このような型態で新たに成立したこの階級間分業機構は、全社会成員（全人民）をその成員とするから、「一般階級間分業機構」と呼ばれる。これに対して、従来から存在した一般産業間分業機構上の階級間分業機構は、全社会成員中の一部（産業間分業機構の各单位部門の成員。単位部門の意味は後程詳述する。）をしかその成員となしえなくなるので、「特殊階級間分業機構」と呼ばれることになる。そして公権力機構がこのようなものとなったとき、それを特に「国家権力機構」と呼ぶのである。

ところで、一般産業間分業機構がこのようにして公権力機構（国家権力機構）から分離されるのに伴ってもう一つ重要な現象が起こってくる。すなわち、かように公権力機構から分離された一般産業間分業機構は同時に公的性格を失うということ、つまり社会全成員または不特定多数の社会成員の利益（公益）のために作られ運営されるべきだという本質的負担を免除されるということ、である。言い換えれば、以後一般産業間分業機構は、その各単位部門がそれぞれ自部門だけの利益を専一に追求することを前提として、それらの利己的（という意味で「私的」）な利益追求行動が互いに巧く結びついて全体として高次・包括的な協力関係に齎される如く仕組まらるべきだ、という基本的な構造原理に立脚することとなる。（この場合、単位部門とは、当該一般産業間分業機構の内部における業務の実施につき、単一の主体として或る範囲で独立に意思決定をなす資格を認められている業務担当主体を言う。前に説明したような歴史的経緯からして国家権力は従来の氏族権力を否定・解体しつつ成長・発達するので、国家権力から分離された非氏族社会的な新しい一般産業間分業機構においては、各家族が最も主要な単位部門となる。また同業種または異業種の諸家族の地縁的・血縁的・思想信条的・または利害関係的な協力組織としての村落、各種の同地方出身者集団、親族、各種身分集団（例えば、六朝貴族制社会における名族やインドの種姓など）、結社（例えば、墨家集団、平原君や孟嘗君などの豪族における食客集を思え。）、（団、三国史や水滸伝にみられるような任俠集団、などを思え。荘園制や地主小作（佃主佃客）制型態による農業機構にも、この結社的性格が投影されている点、案外と重要である。）組合（商工業キルド）なども、家族を取り囲む補助的・第二次的な単位部門として次第に成長してくる。）ということはさらに言い換えれば、一般産業間分業機構の各単位部門がそれぞれの成員なかんずく権力者の私的意思によって支配され、その支配に対しては、一般産業間分業機構上の他の如何なる権力も干渉・制約を加えることはできず、また一般産業間分業機構全体の骨組みをなす全体的プランとしての法も、従ってまたその法の認識根拠（法源）の定立権力たる国家権力（具体的にはその担い手たる官僚機構の意思）も、このような私的支配が自由かつ排他的になされることを、単に容認するだけでな

く、積極的に保障する、ということである。(保障の方法は、かような私的支配に対する外からの干渉・制約を禁止し、違反者に対して法的制裁を科すると共に、各部門がそれぞれの自由排他的な支配活動を互いに妨げ合うことなく、逆に互いに促進し合う形で、円滑に、安全迅速に、行ないうるために、技術的にみてそれらの活動が一般的に具備することを要する活動形式としての法——民商法がこれに当たる——の認識根拠を定立し、かつその遵守を保障し——民事裁判および強制執行がこれに当たる——、かつそのために必要な人的機構や物的施設を設置・整備すること——軍隊や警察を置いて治安維持に当たらせるとか、道路駅停を整備したり市場宿泊所を設けたりして一般業種間分業機構各部門の私的支配活動の結合・組織化たる「取引」の便に供するとか、がこれに当たる——である。) かように、根本的に法の保障に基づき一般産業間分業機構の全体的プランによって承認され、その結果他部門に対する関係では権利として主張される所の、各部門に対するその部門上の権力者の自由・排他的な私的支配を、「私的所有(私有)」と呼び、その権利を「私有財産権」と呼ぶ。これを承認し保障する制度・機構は法を含めて、全体として「私有財産制度・機構」と呼ぶ。かくて、一般産業間分業機構の中から公権力機構を分離独立させるに至った社会史的過程は、このように互いに分離独立した2つの要素の基本的性格・構造を根本から変える過程でもあった。すなわち、この分離の結果、公権力機構は国家権力機構となり、一般産業間分業機構は「私有財産機構」となったのである。そして両機構の結合関係は、国家権力機構が(その定立する法源を手がかりにして認識される所の法において私有財産機構の全体的根本的なプランを与えることにより)私有財産機構の存立と円滑安全迅速な運営と従ってその発展を保障し、その代償としてその保障のために必要な利益(労働力や物資や貨幣)を国家権力機構に対して私有財産機構が供与する(すなわち租税の貢納)という型態における、相互代償的協力関係となる。

それでは、公権力機構からの分離が何故一般産業間分業機構の私有財産

機構化と併行して生ずるのであろうか。その理由は、この2つの現象（分離と私有化）が根本的に同一の社会史的事態に基づいて生ずるものだからである。ではその社会史的事態とは何か。

先にわれわれは、公権力機構が一般産業間分業機構から分離独立するに至った直接の原因として、社会分業機構の高次化・包括化に伴う公益役務の増大・複雑化・技術化とそれに基因する専門化の必要性を挙げた。問題となるのは、その際説明し残した社会分業機構の高次化・包括化の具体的な内容と、その内容に照応して公益役務を処理する技術について生ずる質的な変化とである。この変化は、単に量的なものではない。全体的な形式（パターン）の根本的な変化なのである。しかるに前述の如く、公益役務の処理は本質的に法の認識根拠（法源）の定立作用たる公権力（立法権・司法権・行政権）の発動としてなされるが故に、公益役務処理技術のパターンの根本的な変化は、必然的に法それ自身の基本的な構造・性格の変化を招来することになる。その変化とは、一口に言えば、従来の法が一義的にそれであった所の「公法」体系の外に、社会関係形成技術としてのパターンを全く異にする「私法」体系が独立して成立するという現象である。そして、この新たに成立した私法体系が公権力機構から分離した一般産業間分業機構の固有の（言い換えれば内部的な）活動を、その新しい方式によって全面的に規制することになる。そしてこの新方式規制が、先に概観したように、一般産業間分業機構を私有財産機構として根本的に編成しなおすのである。一方、一般産業間分業機構に対する法の規制技術のパターンに根本的な変化が必要とされる事態に対して、旧来の氏族制公権力は巧く適応してゆくことができない。なぜなら、彼らは、従来の古いパターン（一般産業間分業機構に対する公法的規制方式）の中に自己の存在理由を持ち従って旧方式に固執しそれから脱け出ることができないからである。そこで、新事態に対応する法の再編成従って一般産業間分業機構の私有財産機構化のために、どうしても旧来の氏族制公権力に代わる新しい公権力の設置が必要となる。かくて、旧来の一般産業間分業機構上の権力

たる氏族制権力の外に、後者を制圧・解体せしめつつ新たな国家権力が登場するのである。

以上の如きが、一般産業間分業機構の公権力機構からの分離（国家権力機構の成立）と私有財産機構化との2つの現象の共通の基底をなす社会史的事態の概観である。以下この事態を、私法の成立という点に焦点を置いて一そう詳細かつ具体的に考察することにしよう。

**公法と私法，私法の基本原理すなわち私有財産
権の絶対不可侵・契約の自由・生産物帰属原理
——この基本原理に基づく商品経済機構の基本
構造と資本制経済機構成立の必然性**

そもそも「法」とは、その歴史的時点において最も高次・包括的な社会分業機構の骨格をなす全体的プランとしての制度・機構を言うのであるが、氏族社会の段階までは社会分業機構の全体が（a）比較的小規模かつ単純であり、かつ（b）固定的（同じことの繰り返しで変化が少なく変化があっても極めて緩慢）であるから、その全体的プランないし骨組みを決めれば、実際には社会分業機構の細部・枝葉末節まで詳細かつ具体的に決まってしまうのである。だからこの段階では、法はほぼ社会分業機構の全体とイコールなのであって、社会分業機構の全体と細部、一般的抽象的な場面と個別的具体的な場面は、挙げて法として直接定められていたのである。ということは言い換えれば、この段階では社会生活の個別的具体的な細部まで詳細にわたって直接法の命令禁止の下に置かれていたことを意味する。そしてこのような意味で直接的な「命令規範」としての性格を本質とする法を「公法」と呼ぶ。故にまた、この段階では法は一般的に公法として存在したのであり、公法によって生活の隅々まで一々詳しく命令禁止されていた当時の人々の生活は、要するに一から十まで公法的生活という意味での公的生活であり、私生活の存在する余地は殆ど無かったのであ

る。早い話が、狩猟、牧畜、農耕、手工業、家事その他如何なる種類の生産・分配・消費活動に従事するにせよ、社会成員のすべては、私有財産制度下におけるが如く自己の利害や欲求に従って勝手にやったりやらなかったり業務の種類ややり方を選択したりすることを許されないのであって、社会分業機構の全体的根本的プランとしての公法によって果たすことを命ぜられた種類の業務を命ぜられたやり方で必ずやり、命ぜられた方法で必ずやめなければならなかった。水を飲むのも飯を食うのも、娯楽も団欒も恋愛も結婚も、一挙手一投足がそうであった。未開社会や原始社会や古代初期社会に関する浩瀚な実証的研究がみなそのことを証明している。現代の日本でも、例えば飛驒白川村の大家族の生活のようなものにその姿を見出しうる。社会が小規模で生活が単純で毎日毎年同じ生活が繰り返されている社会は、必然的にそうなるのである。

国家社会の発生・成長・発展は、このような状況を根本的に覆す。生産力の上昇に伴い各家族が産業間分業上の主要な第一次的単位となり、そこに余剰生産物が次第に蓄積され、これを資として各家族が氏族の内外との間に、その交換を基軸とする協力関係の形成としての「取引」活動を活発に営むようになり、かくて広い地域にまたがり多数の氏族およびその成員間に大量多種活発な取引関係が形成されて産業間分業機構上の重要性を急速に高め、取引を主眼とする生産と取引に依存する消費とが一般化すると（この段階に至って生産は商品生産となり生産物は商品となり取引は商取引となり、この業種間分業機構は商品経済機構となる。）、従来の法の前記の如き性格（公法的性格）を基礎づけていた前記のような社会的諸条件に、次のような決定的変化が起こる。すなわち、(a) 社会分業機構の全体は極めて大規模かつ複雑となり、かつ (b) その個別的具体的な細部は、不断に極めて急速多方向かつ予測不可能な流動・変化の中に置かれることになる。(a) については特に説明は要しないであろう。(b) について詳しく説明すればこうである。商品経済機構の中にあっては、各生産物は、全体的視野から極く大雑把に観察すれば、一般的傾向としてある種の不特定

多数の顧客を予想して生産され従ってまたそれに応じた価格を予想して生産されるのだが、その予想自体すでに本質的に不確実なもので実際にはどう転ぶかわからない。その上個別的具体的に観察すると、誰が何時どこから何量をどんな価格でどういう方法で買いたいと申し込んでくるかは全く予測不可能だという意味で当事者にとり全く偶然であり、この意味の偶然に支配されつつ各生産物は次々と思ひもよらぬ径路を辿って思ひもよらぬ人の手へと、断えず急速に移転して行くのである。

一方、生産手段についても全く同様なことが起こる。商品生産は利潤（商品供与の代償として受け取る利益）を目的としてなされるのだから、利潤が期待できなくなりあるいはむしろ損失が予想される場合には、当然中止される運命に在る。しかるに、上述のように商取引は本質的に予測不可能な要素を多分に含んでいるから、初めは利潤が上がりまたは利潤が期待できてもやっているうちにまたはやってみたら利潤が上がらずあるいは損失が生ずるという事態は、常に起こりうる。従って商品生産機構は、利潤が上がると思えば随時生産を開始し、利潤が上がらずまたは損がゆくと思えば随時生産を中止することが、可能であるように仕組まれていなければならない。生産は一般に生産手段に対して労働力を投下することによって行なわれるから、この事は要するに、特定の生産手段に特定の労働力を随時投下したり投下することをやめたりできるようになっていなければならない、という事を意味する。

ところで、労働力の投下には2つの型態がありうる。第1は、生産手段の支配権者自身が自己の労働力を自己の支配する生産手段に投下する型態である。この場合には生産機構の上記の構成原理は、「生産手段の支配権者がその生産手段を自ら使用して生産をすることもしないことも自由たるべきだ（彼の意思に委ねられるべきだ）」ということの意味する。この構成理（原理 a）自体が、従来の氏族制的業種間分業機構（氏族制的生産力）のそれと根本的に違っていることに注意しなければならぬ。後者においては、前述の如く、特定の生産手段に特定の人が労働力を投下して生産に従

事すべきことは、業種間分業機構全体の根本プランたる公法により直接命ぜられ義務づけられていたのであり、従ってその特定人が特定の生産手段に自己の労働力を投下して生産に従事することが法的に認められ（すなわち他の社会成員がそれを妨害することが法的に禁止され）かつ一定の範囲でその労働力投下（生産）の仕方の選択が法的に彼自身の意思に委ねられている（すなわち彼自身にその選択の権利がある）という意味で、彼がその生産手段の支配権者であるということは、実は彼が（その権利を行使して）その生産手段に自己の労働力を投下し生産に従事すべき法的義務を負担していること（その意味でその生産手段に縛りつけられ自由を喪っていること、従って上位権力者に対して「隷従」を余儀なくされていること）の反面にすぎないのである。（故にその支配権は今日の法用語で言えば、私法上の「権利」ではなくて公法上の「権限」に属するものなのである。ついでにここで「権利」および「権限」の概念を明らかにしておく。最も広義においては、ある人の義務の発生変更消滅が他のある人または本人の意思表示にかかっているとき、その他人または本人はそのような内容の「権利」を有する、と言い、その他人または本人すなわち権利者が意思表示をなしてその義務を発生変更消滅せしめることをその権利を「行使」と言う。この広義の権利概念のうち、上記の如き意味において権利を行使することが明確に義務づけられているものを特に「権限」と呼んで区別する。しからざるものが狭義の権利である。原則的には、権限は公法上のもの、権利は私法上のものである。）これに反して、新たに登場した商品経済機構の根本的構成原理は、上記の如く、生産手段の支配権者に対しその権利を行使して生産に従事すべき義務を課することを逆に禁止し、その権利を行使すべきか否かその生産手段を使用して生産に従事すべきか否かの決定を、挙げて当該生産手段の支配権者自身の意思に委ねるべきことを、要求するのである。

さて、労働力投下の第2の型態は、生産手段の支配権者以外の者が生産手段の支配権者の依頼を受けまたはその許可を得てその生産手段に労働力

を投下する型態である。この型態が認められるためには、「生産手段の支配権者が他人の承諾または要求のあった場合その他人にその生産手段を使って生産させることもさせないことも自由たるべきだ（彼の意思に委ねられるべきだ）」という、生産機構構成原理（原理 b）が存在しなければならない。しかるにこの原理 b は前記の原理 a の本来の意味内容の一つと考えるものである。なぜなら、原理 a の中には、生産手段支配者がその生産手段を「どのような仕方で」使用して生産を行なうかの決定は生産手段支配者の意思に委ねられるべきだ、という意味が本来含まれているが、「他人に依頼して生産せしめる」という方法も、当然、その場合選択の対象となるいろいろな「仕方」の中に含まれているからである。のみならず、このような労働力投下型態の自由は、商品経済機構の成立・成長・発展のために必要・不可欠の条件でもある。なぜなら、最初に述べたように、この機構の下では、ある生産部門は利潤がどんどん上がりかつ需要が供給を遙かに上まわっているのだから、生産手段支配者としては自己の労働力以外に他人の労働力をどんどん投下してもらって生産を拡大し利潤を増大させたいという願望を持ち、他方ある生産部門は利潤を上げる見込みが立たないので生産を停止し、その結果余った労働力を是非他の生産部門に振り向けたいという願望を当該労働力提供者が強く抱く（なぜなら商品経済機構にあっては自己の生産物供与に対する代償として他から供与される利益によってのみ生活が可能であり、従って生産に従事しない者は生活できなくなるから。）、という事態が不断に起こってくるのであるが、この2つの願望は、生産手段支配者以外の者の（余った）労働力をその生産手段に投下せしめることにより、一挙に満たされるからである。こうすることにより、余剰労働力はフルに活用されて、ある部門の生産力を発展させ、その労働力提供者の生活も立つので商品経済機構の循環系は破綻を生ぜず、また巨大な利潤が生み出されそれが蓄積されて将来新しい生産部門の新しい生産手段に転用されて商品経済機構全体の発展を創り出すことができる。かくて以上を総合すれば、商品経済機構の最も根本的な構成原理として、

「生産手段の支配権者が或る仕方でのその生産手段に自己または（その承諾もしくは希望に基づき）他人の労働力を投下しまたは投下せしめることも、そうしないことも、自由たるべきだ。」という原理が、必要となってくる。

この原理は別の見地から分析すると、次の2つの原理から成る。第1に、「生産手段に対する特定支配権者の支配の自由および排他性（絶対不可侵性）」。

このような原理に基づく生産手段の支配は、公法的義務の負担を免れているという意味において「生産手段の私的支配」すなわち「生産手段の私有」であり、それが新しい産業間分業機構の中核をなす商品経済機構の根本的構成原理、従って商品経済機構全体の骨組みとしての新しいパターンによる法（私法）の基本原理に基づく支配だ、という点に関係づけて言えば、「生産手段の私法的支配」すなわち「生産手段に対する私有財産権」である。故にこの原理は、「生産手段私有の絶対不可侵」ないし「生産手段に対する私有財産権の絶対不可侵」の原理である。しかして支配の自由・排他性は支配するしないの自由の外に、当然支配拋棄の自由をも含むが故に、この原理の確立は、私有財産権の行使・非行使（利用収益）の自由以外にその「処分」の絶対的自由をも齎すことになる。

第2に、「生産手段支配者と非支配者との合意（契約）に基づいてその生産手段への後者の労働力投下を前者が支配する自由」。この原理に基づいて第1に、生産手段支配者は相手の同意さえ得られれば同意された内容通りに他人の生産労働を支配できる。すなわちこの原理は、生産手段の支配権を媒介として生産手段支配者に他人の生産労働に対する支配権をも併せ持つ可能性を与えたものである。前の私有絶対原理と併せて言えば、生産手段の私有権者はその私有権に基づいて他人の生産労働をも支配し従って生産（生産手段プラス労働力）の全体を支配する可能性を与えられるわけである。さらにこの原理に基づいて第2に、生産手段支配者と他人との間に取り交された合意（契約）は、常にその合意の内容通りの支配被支配関係を当事者間に発生せしめることが保障される。言い換えれば、当事

者間にその内容に従って一定の支配被支配関係を発生せしめる条件として商品経済機構に従って私法が一般に認める所の合意（契約）の内容は、全く当事者の自由である。つまり、当事者の自由意思で好きなように決めればよい。どんな内容であろうとお構いなしに（例えば胸の肉1ポンドを切り割いて与えるという内容だろうと、毎日20時間働くという内容だろうと、売春するという内容だろうとお構いなしに）、その内容通りの支配被支配関係が商品経済機構に従って私法自体の一環を形造るものとして直ちに成立する。これがいわゆる「契約自由」の原理である。

さてこの2つの原理（私有財産権の絶対不可侵と契約の自由）に基づいて動く商品経済機構においては、生産手段所有者は全く自由・排他的に、その生産手段を自己または他人の手で（その合意に基づき）使用して生産を営み利潤を上げ、もしくは使用することをやめて生産を停止しまたは処分する（他人に売ったり与えたりもしくは毀滅する）ことができ、また人は自由に他の生産手段所有者と契約を結んで彼（生産手段所有者）のために彼の生産手段を使って生産労働を行ないまたはそれをやめることができる。後の場合には大ていその労働の代償として生産手段所有者が労働者に何らかの利益を供与することが合意の内容とされる。この点を併せて言えば、人は自由に契約を結んで「賃金労働者」として生産手段所有者（賃金労働者との対比で言うときは「資本家」と呼ばれる。）に雇用されまたは雇用関係から離脱する（辞職する）ことができ、逆に資本家は自由に契約を結んで賃金労働者を雇いまたは解雇することができる。従ってそこでは人は、従来の生産機構におけるが如く生産手段に縛りつけられて無理やり働かされることはなく、また従って上位権力に隷従を余儀なくされることもない。すなわち、人は全く「自由にして平等」である。特にこの点を探り出して前記二原理（私有財産権の絶対不可侵および契約の自由）と鼎立する商品経済機構の第3の原理として立てることがある。いわゆる「人格の自由と平等」の原理である。

なお右の事実のうち生産手段支配者の利潤追求の自由ということは、さ

らに次の原理を前提として成り立つことに注意すべきである。すなわち、生産手段支配者の利潤追求は、第1に、生産物およびそれと交換される財（代価）に対する彼の支配の自由・排他性すなわち生産物とその代価に対する彼の私的所有権の絶対不可侵性に基づいて初めて可能になるのである。かくて「私有財産権の絶対不可侵」の原理は、生産手段と生産物とその代価とを含むすべての財に対して一般的に成立することになる。そして第2に、利潤の追求は、生産物の取引が当事者間に自由に取り交された合意（契約）の内容通りに行なわるべきことが商品経済機構上従って私法上保障されることに基づいて初めて可能になる。かくて「契約自由」の原理は雇用契約についても生産物の各種取引契約についても一般的に成立することになる。このようにしてこの二大原理は、商品経済機構を中核とする産業間分業機構全体の一般的かつ根本的な構成原理なのである。以下右の点に若干解説を施そう。

まず第1の点から述べる。生産手段の支配権者が同時にその生産手段から生ずる生産物（労働力投下により生産される財の外に、その生産手段から自然的に生まれる財例えば樹から生ずる果実・家畜が生む仔・原野に生える樹木花草や契約等の社会規範的原因により生まれる財例えば貸金の利子・貸地貸家の料金を含めて言えば「元物」に対する「果実」）の支配権者であるということは、論理上も社会規範上も本来当然に決まっているわけではない。配分的正義の要求から言えば、生産物とその代価を、従って生産から生ずる利潤を、受け取るべき者は、自己の労働を以てその生産に貢献した人に限らるべきである。しかるに、生産手段の私的支配権を有するということは、前述の如く、その生産手段を使用して生産をするかしないか、するとすれば何をどうやって誰の労働で生産するか、を自己の意思で決定できる立場に在る、というだけで、かくて決定され行なわれた生産それ自体に自己の労働を以て貢献したということとは、全く無関係である。生産手段の私的支配者がそれに貢献したと言える場合は、第1に彼自身が直接その生産労働に従事した場合その生産労働について、第2に彼自身が

その生産の立案決定をなしそれが独創的で社会的貢献度（その生産が商品経済機構の維持発展に寄与した程度）が（普通人が立案決定したと仮定される場合に比し）大であると認められる場合その立案決定の独創性と社会的貢献度のより大なる程度について、第3に彼自身はその生産の立案決定をなしそれがその生産労働の不可欠の一部と認められる場合その不可欠な部分について、である。従って、もしも彼が生産の立案決定をなしたにとどまり他の必要労働は挙げて他人の雇用労働に依頼した場合には、生産全体に対する彼の貢献の度合は通常比較的わずかであり、第2の場合においても生産に対する貢献の少なくとも相当部分を雇用した他人の労働に帰すべきである。従って配分的正義の要求を貫けば、雇用労働力に依存する生産においては、生産物とその価格従って生産利潤に対する私的支配権の大部分または少なくとも相当部分は、生産手段の私的支配者（資本家）でなく彼に雇用されて直接生産労働に従事した人（労働者）に帰すべきである。けれども、これを以て商品経済機構における利益配分の根本原理となしたならば、この機構全体の維持発展のためにはかえってマイナスと言うよりはむしろ重大な桎梏となり、その意味で目的的正義の実現が阻害されることになる。いくら労働者を雇用して利潤をあげても、その大部分は自己のものにならず労働者に持ってゆかれる、というのなら、むしろ利潤は少なくともそれが丸々自分の懐に入るように自分の労働力だけを投下して生産を行なった方が割がよい、と資本家が考えるのは、人情の自然である。さすれば、先述したように商品経済機構の下で不断に必然不可避免的に生み出される余剰労働力を需要に対して供給が少なく労働力不足の他の生産部門に振り換えて生産力の増大と循環系の保全とをはかり、併せて巨大利潤の産出とその資本としての蓄積により効率的に商品経済機構の拡大再生産をはかることが、不可能となる。故に、商品経済機構全体の維持・発展のため従って目的的正義実現のためには、しばらく配分的正義の要求に眼をつむって、生産手段所有者の雇用労働による拡大再生産への意欲をかき立てる誘因として、その場合にも生産物とその代価従って生産利潤

は、そっくりそのまま彼の懐に入る（所有に帰する）ことを、商品経済機構従ってその骨格をなす私法の根本的な構成原理（利益配分原理）としなければならない。これが「生産物（その代価・利潤）所有（権）の生産手段所有（権）者への帰属」の原理および「果実所有権の元物所有権者への帰属」の原理（例えば現行日本民法 89, 206, 246 条）である。（以下簡略化して「生産物帰属」原理と呼ぶ。）従ってまたその反射として、雇用労働者に対しては、その生産労働による社会的貢献の程度は全く顧慮せずその貢献に対する報酬という意味は全く含めることなく、その意味で全く無制約にすなわち自由に資本家と労働者との間に締結された契約の内容通りの賃金を支払えばよいことが、制度的に保障されなければならない。契約自由の原理はこのことを保障する原理としてもその機能を発揮する。そしてかかる保障の下に、資本家は雇用契約の締結に当たり労働者の賃金を思い切り低くするように交渉し、その低くなった分だけ無条件に自己の利潤を増大せしめることができる。しかして現実によく多くの場合、労働者は資本家が申し出た極めて低い賃金条件を承諾するであろう。なぜなら、生産手段を持たぬ彼らにとって、賃金が低いからという理由で雇用されることを拒むのは、死を意味するから。かくて配分的正義の要求からすれば労働者が受け取るべきである利潤額を遙かに下回る賃金が定められその差額をそっくり資本家が懐に入れることが可能になる。労働者の受け取るべき利益を資本家が横取りするという点で、それは「搾取」である。また、前述のように生産手段の所有者は生産手段の私的支配を通じて労働者をもその生産労働について支配し、かくて結局商品経済機構における生産の全体を支配する権力を握っているのであって、その点では商品経済機構上の階級間分業機構は、生産手段所有者（資本家はその一部であるが、商品経済機構の発展に伴う資本集中の増大につれ次第にこの機構の支配権力の中核となってゆく。）を権力者とし賃金労働者（自らは生産手段を所有せず他の生産手段所有者すなわち資本家に雇用されその対価として資本家から賃金を得て生活する人。資本家が商品経済機構上の中核的な支配権力とな

ってゆくに従い、すなわち「資本制経済機構」が一般化してゆくにつれ、そしてやがて「資本主義経済機構」の発生・成長・発展に伴い、彼らの労働力は商品経済機構上の労働力の中核となってゆく。)を被支配者とするから、資本家の労働者に対する搾取は「階級的」搾取である。故に生産物帰属原理と契約自由の原理とはまた資本家の階級搾取を保障する原理でもある。そして以上の如き諸原理の保障の下に、生産手段所有者の利潤追求欲が激しくかき立てられ奔放に追求され十二分に満たされてゆくにつれて、上記の如く次第に資本制経済機構が一般化しやがて資本主義経済機構へと成長・発展してゆくのである。故にこう言う事ができる。商品経済機構はその成立・維持・発展のために以上各種の基本的構成原理(私法の根本原理)に自らを基づかしめ、そしてこれらの諸原理は資本家の階級搾取を可能にし、階級搾取への飽くことなき願望がやがて商品経済機構を資本主義化する。この意味で商品経済機構は本質的に、自己の内的必然に基づく発展により階級搾取機構となりその窮極の型態として資本主義経済機構となる運命を有する。そしてこの面から見た場合には、私法の根本原理とその原理に基づいて構成され商品経済機構の全体的骨格を形造る所の私法の全体系は、資本制経済機構を通じてする資本家の階級搾取を可能にし保障しかつ推進する所の最も一般的かつ根本的な道具たる意味を担うことになる。この意味で私法が階級搾取の道具たることをその一本質としていることは、疑いえない。だが、公式主義的なマルキストが誤解しているように私法の本質はそれのみに尽きると考え従ってまた私法は本来階級搾取の道具として用いる目的でのみ創られると考えることは誤りである。私法の存在理由・成立過程・機能に関する以上の考察は、階級搾取の道具というような大雑把で粗雑な概念に到底盛り込むことのできない極めて多種多様で微妙なニュアンスを含んだ私法の意味と価値が存することを、明らかにしている。事物の本質を一面からのみ考察してたった一つの概念で割り切ることなく、あらゆる面から考察しそれぞれの面からそれぞれ別個の概念規定を与えつつ、それらの概念間の複雑微妙かつダイナミックな関係を精

密に描写することに努めるべきである。

さて第2に、利潤の追求は、契約自由の原理が雇用契約以外の各種取引契約についても一般的に成立することによって、初めて可能になる、という点の具体的解明に入ろう。以上の諸原理に基づき生産物の排他的所有権を得た生産手段所有者は、この生産物を他者が供与する諸利益（物資やサービスや貨幣）と交換することによって利潤を上げるのだが、この交換は売買契約その他各種の取引契約に基づいて行なわれる。その際にも契約自由の原理が妥当しているならば、生産手段所有者は生産物を何時誰に何量いくらでどんな引渡方法どんな支払方法で何と交換で供与するか、またはしないか、を自分の意思で決定することができ、従って自分の最ももうかると思う条件で契約を結ばよく、一般産業間分業機構とその全体的骨格を形造る（公）法の直接的な命令により、引き合わぬ条件や「もっともうかるのになあ」と心残りの条件で供与させられたり、最ももうかると思われる条件で供与することを差し止められたりする心配はない。かくて利潤の自由な追求が可能となり、商取引従って商品生産に大きなうま味を与えて、それへの積極的なそしてできるだけ大がかりな参加への意欲を激しくかき立てることになる。こうして商品経済機構は急速に成長・発展するのである。だが、この場面における契約自由原理の機能と効果は、これのみにとどまるものではない。それは取引に次のような顕著な性格を与えることになる。すなわち、取引は各当事者の純粋に利己的な動機（利潤追求欲）による激烈な「駆け引き」の場となる。その結果、うまく立ち回って有利な条件で取引契約を結んだ生産手段所有者は大きな利潤を挙げて勝ち残り資本を蓄積して拡大再生産への路を辿り、立ち回りがまずくて有利な条件で取引契約を結びえなかった者、または不利な条件で取引契約を結んでしまった者は、大きな損失を出して没落し生産手段を喪い労働者階級に転落する、という現象が不断に大量に一般的に発生する。すなわち契約自由の原理に基づく「取引の自由」は熾烈な「自由競争（レッセ・フェール）」を生み、自由競争は「弱肉強食」となり、弱肉強食は「資本集中」と

「階級分解」とを促進・激化し、かくて「資本制的経済機構」を一般化し「資本主義的経済機構」の成立を促す。故にこれらの現象もまた、本質的に上述の諸原理に基づく商品経済機構が、その内的必然による発展の結果自らの内部に齎す所の、一つの宿命である。

なお古代史的段階では、一般産業間分業機構中の農業部門は、商工業部門の如く右の過程をスナリ踏んで発展せず、ひとまず氏族制的農業経済機構と資本制的農業経済機構との中間的型態たる地主—小作制的農業経済機構に移行しその型態に長期間とどまりつつ成長・発展してゆくことが多い。古代中国の場合は典型的にこのコースを辿った。農業経済機構は氏族社会以来存在して来たので、どうしても氏族制的農業経済機構の基本的觀念やパターンを完全には捨て難い事と、農業生産の技術的特質として、例えば灌漑・水利・水防などのための公法的直接規制や、団体権・非個人権的性格の諸権利例えば入会権の如きものの設定や、耕作・播種・刈入れなどのための各種協業の必要性が強い事とのために、団体法的公法的規制が後退しにくく、上述来の各種個人法的私法的原理が貫徹されにくい。そこで、農業経済機構が広汎または全面的に商品経済機構に繰り込まれてゆく際に、新旧の妥協型態として地主—小作制的農業経済機構を成立させるのである。これに対して商工業部門は氏族社会になかった新設部門であって古い觀念やパターンからの制約を全く受けることなく自由に新機構を創設しうる上、そもそも上述来の諸原理とそれに基づく新経済機構は正にこの部門に本質的な技術的必要に基づきこの部門を母胎とし中核として発生・成立・成長して来たのであるから、一旦中間型態を採る必然性は全くなく、真直ぐに資本制的経済機構へそしてやがて資本主義的経済機構への発展の過程を辿ったわけである。もっとも、これと協力関係に立つ農業経済機構の中間的性格によって間接的に規定されざるを得ないことと、後にもう一度詳しく触れるが農業経済機構の支配権力者すなわち地主階級の中に主たる階級的出自を見出す国家権力機構（官僚機構）の必然的に農業経済機構の中間的性格を反映する中間的性格により、（官僚機構が重要なその

認識根拠を定立する所の) 商工業経済機構自体の全体的骨格を形造る法の性格の徹底した私法化が行なわれえず中途半端にならざるをえないことのため、商工業経済機構といえどもその骨組みにおいて多分に中間的性格を持たざるを得ない点も、十分認識しておく必要がある。いずれこの中間性が、近代市民革命により社会分業機構全体の完全な近代化を果たした西欧に、何千年来圧倒的優位を誇って来た中国文明があつという間に追い抜かれ、その結果西欧の侵略を受けて(前節の終わりに詳論した如き)永遠の無矛盾的発展を約束されたかにみえた中国の社会分業機構がガタガタに崩れ矛盾と混乱のどん底に落ち込む根本的原因になることを、詳しく論じるので、ここで予め注意を喚起しておく次第である。

以上、私法成立の基盤となった社会史的事態すなわち商品経済機構を一般産業間分業機構とする国家社会の萌芽・発生・成長・発展とその結果生じた私法の成立を促す種々の事情とについて、いろいろな角度から考察を加えてきたのであるが、ここでそれらを要約してみることにしよう。

(1) 商品経済機構をまず生産物の動きに添ってみてゆくと、生産物は不断に大量に急速にかつ一般的に思いもよらぬ径路を辿って思いもよらぬ人から人の手へと移転してゆく。

(2) 生産手段の利用・収益・処分の全権能はあげて生産手段の私的支配者(私有財産権者・所有者)の手に委ねられ、そのことを通じて、生産手段に彼または他人の労働力をどう結びつけてどう生産をするか、それともしないか、あるいは生産手段を処分してしまうか、の決定も、あげて生産手段所有者の意思に委ねられる。

(3) 他人の労働力に依存する生産の場合には、生産手段所有者の提示する条件でその生産に参加するかしないかの決定は、その他人の意思に委ねられる。

(4) 上記(2)(3)の結果、生産手段とその所有者およびそれに対して労働力を投下する労働者との、予測不可能な結合分離が不断に大量に急速

にかつ一般的に生ずる。

(5) 生産物は一般的に生産手段の所有者に帰属し、従って生産物をいつどこで誰とどうやって何と交換するか（どう取引するか）の決定は生産手段所有者および相手方（一般化して言えば取引の両当事者）の意思に委ねられる。

(6) 上記(5)の結果として、上記(1)が生ずると同時に、そこへ(2)(3)の事情も加わって激しい自由競争が起こり資本集中・階級分解が進行し資本制経済機構そしてやがて資本主義経済機構を生ずる。

以上の諸事情は、すでに詳説した如く、それら一つ一つの中にすでに商品経済機構従ってその全体的骨格をなす私法の諸根本原理（私有財産権の絶対不可侵・契約の自由・人格の自由平等・生産物の生産手段支配者への帰属など）の成立を含んでいるが、さらにそれらの諸事情が相まって全体として、商品経済機構の骨組みをなす私法の構造機能に対し、次のような限定を与えるのである。すなわちまず、上記(1)(4)(6)の事情は、すべて、商品経済機構の全体が、その各細部諸要素の構造（人と物・人と人との関係）においても（(1)(4)）またその大枠的諸要素の構造（各業種部門間・階級間の関係）においても（(6)）、不断大量急速一般的かつ予測不能な（(1)(4)）また比較的徐々とはあるが滔々として逆らいえぬ必然的な推移としての（(6)）、激しい流動・変化の中に置かれていることを、示している。このように激しく流動変化する社会機構においては、その機構の全体的な骨組みを形造る法が、直接その機構の諸要素の具体的な内容を（大枠にせよ細部にせよ）定めることは、事実上「不可能」である。よしんば或る一時点におけるその内容を全体として漏れなく見定めることが可能であったとしても（巨大で行き届いた官僚機構の整備されている現代でさえ、国勢調査のような方法でそれを見定めうる範囲にはあまり広くない限界がある。いわんや官僚機構の発達の不完全な前近代社会では、それは実際上極めて困難なことだったろうと考えられる。もっとも中国では、すでに漢時代から現代と大差のない相当行き届いた国）、その見定めた内容は各細部についてはたった一夜のうちにも広い範囲で変わってしまうのだし、大枠についても相当期間内（例えば数カ月ないし数年内）に大きな変化が起こ

るのである。従ってその見定めた内容に従って法を創っても、それはすぐ実情と合わなくなるし、無理に実情を法に合わせようとして商品経済機構をその調査の時点に釘付けすれば、それは上記(2)(3)(5)の事態従ってその事態を生ぜしめている諸原理を法的に禁止することを意味し、その結果は、右諸原理が何故必要であるかについての前述の説明から明らかのように、商品経済機構の成長・発展を根本的に押しとどめるのみならず、この機構に本質的な循環系を破綻せしめることによって（例えばもうからなことを法的に強制される人々は餓死を強制されるに等しく、その人々の餓死）この機構の存立自体を不可能にする。かくてこのような法は、全く役に立たないか、さもなければ社会の発展否存立にとって致命的であるか、のいずれかである。故に商品経済機構の全体的骨格を形造る新しい法が、従来の氏族制的経済機構のそれである公法の如くその機構の全体的骨格を形造ることによって直接その機構の諸要素の詳細具体的な内容を定めることは、「できずまたすべきではない」。しからば新しい法は如何にあるべきか。

第1に、商品経済機構の諸要素の内容を直接詳細具体的に規制することはできないし許されないのだから、法はそれら諸要素、すなわち商品経済機構上の人と物との関係（生産手段および生産物をその所有者および所有者以外の者——例えば所有者と雇用契約や委任契約や賃貸借契約などを結んだ人——がいかに支配すべきか。すなわち「物権」関係。）・人と人との関係（生産手段の支配をめぐる生ずる資本家・地主と労働者・小作人との支配被支配関係および生産物の交換をめぐるその所有者たる取引主体間に生ずる支配被支配関係。すなわち「債権債務」関係。）・各産業間分業部門の相互関係（生産手段・生産物をめぐる資本家・地主と労働者・農民との結合関係の全体たる企業相互間の関係および各職能分野ならびに生産分野——例えば管理部門と生産部門と販売部門、ならびに農業部門と工業部門と商業部門——相互間の関係。）・各階級間分業部門の相互関係（資本家階級と労働者階級との、および地主階級と小作人階級との階級的支配被支配関係。）の個々具体的な形成・変更・消滅は、それぞれの関係当事者

の意思に委せ切り、その内容について一切口出しをすべきではない。従ってそれらの関係の形成のために必要なそれぞれに個別的具体的な制度の定立とその内容の決定とは、挙げて当事者の意思に委ねるべきである。すなわち当事者同志の話し合いによる意思の合致としての取り決め（契約）に任すべきである。そして法のこのような本質は、前述した私法の諸根本原理を一貫する性格に外ならないのである。

第2に、しかしながら上記の事柄は、法が商品経済機構の諸要素をなす上記諸関係の形成・変更・消滅に対して、全く関知しない態度を採ること・知らぬ顔の半兵衛をきめこむこと・従って全然責任をとらないことを意味するものではない。もしも法がそのような態度を採るとすれば、当事者がお互いの契約により定めた上記の諸関係に違反しても制度的・法的制裁は全く加えられないことになるから、ただでさえ利己的な利潤追求欲に基づいて上記の関係を形成することを法的に公認されている諸当事者は、契約によって定められたその関係に誠実に従おうとせず、それぞれ自分に都合の好いように歪曲して実行しようとし、または自分に都合のよい点だけを自ら実行もしくは相手に実行せしめて自分に都合の悪い点は自ら実行せずもしくは相手に実行せしめないようにするであろう。そこでそれらの点をめぐって当事者間に争いが頻繁に起こり、また自力救済が横行して混乱を招き、所期の諸関係は円滑・安全・迅速に形成されずまたは全く形成されない結果となり、商品経済機構の成立・維持・成長・発展は著しく阻害されついには全く不可能になるであろう。それ故に法は、かかる事態を防ぐため、当事者が彼らの自由に表明された意思（の合致）に基づいて自ら負担した上記諸関係上の義務を誠実に履行し所期の諸関係を円滑・安全・迅速に形成することを確実ならしめるべく（一方当事者の立場を主眼にして言えば、相手方当事者が契約に基づいて負担した債務を誠実に履行することを彼に「保障」すべく）、当事者間に争いの起こった場合に一方当事者の訴えにより、契約の内容を確認しその確認した所に従って、または契約に定めなき場合それに対処して予め定められた基準に従って、両当

事者間に存在する債権債務関係を確定し（その具体的認識根拠としての法源を定め）、その確定された所に従って当該債務の履行または履行に代わる損害賠償を命令し（すなわち「民事訴訟・民事裁判」を行なって「判決」を下し）、さらにその命令を確実に守らしめるため必要あるときは官僚機構の手で「強制執行」を行なうべきである。この意味において「保障規範」ないし「裁判規範」となるべきである。

以上の二性格を総合して言えば、要するに、商品交換経済機構の全体的骨組みを形造る私法の本質的構造・機能は、この機構の諸要素の詳細かつ具体的な内容については一々規制することなく（従って命令規範たることをやめ）、これを挙げて当事者の意思（多くの場合その合致としての契約）に委ね、代わりに当事者が自らの意思で定めた具体的規制に誠実に従って所期の社会関係を円滑・安全・迅速に形成することを、民事訴訟（裁判および強制執行）手続を手段として保障するという、いわば後見的な役割を果たす点に在る。そして法のかかる保障・後見の下に、中国的古代後期以後急速に成長してきた商品経済機構を中核とする一般産業間分業機構は、公法の直接的な命令（強行法的規制）から急速かつ全面的に解放され、私人特に生産手段の私的支配者（所有権者）の私的意思（特に利潤追求を根本目的とする意思）の（法の拘束を受けないという意味で）自由な規制（私的支配）の下に置かれ、その意味で「私有財産制度・機構」と呼ばれることになる。そしてやがてこの私的支配は、資本家地主の階級的支配を意味するものとなり、私有財産制度は資本主義制度となってゆくのである。

私法体系が古代中国よりもむしろ古代ローマで典型的に成立した理由・土台の先進性後進性の逆反映

最後に、以上縷々説明した私法の本質および根本原理に関しなお2、3の補足を加える必要がある。その（一）として、中国古代後期以降は以上のような社会史的過程が世界史上最も典型的に進行した時期だとわれわれ

は考えるのであるが、それにしては国家権力機構（天子を頂点とする古代型絶対主義的官僚機構）の制定した成文法規・法典の中で公法体系からの私法体系の分化・独立・理論化が必ずしも明瞭・完全・全般的に現われていないのはどうしてか。いずれ後程詳述するが中国に比べて以上の社会史的過程が不完全な・中途半端な・歪曲された形でしか進行しなかったローマ古代後期以降の方に、かえって成文法規や法理論の形で私法体系の分化・独立・理論化が遙かに明瞭・完全・全般的に現われているのは何故か。法制史家の多くはこの点から逆に推論して、ローマ古代後期以降の方が中国古代後期以降よりも上述の社会史過程がより先により深く進行したのである、と主張する。しかしそれは皮相の見だ。成文法規の規定と関わりなく、中国古代後期以降は一般産業間分業機構と国家権力機構との明確な分離と前者の商品経済機構化・私有財産機構化とが順調に全面的に深くそして速やかに進行しており、私法体系は民衆の法確信として深く広く社会機構の中に根を下した慣習法の型態を以て成長し発展し牢固として存在するに至っていた。ところが、前にも述べた如く、こうして中国では商品経済機構が国家権力機構の保護の下に農業経済機構も最初から広汎にその内部に組み入れつつ順調に発展して行った結果、商工業経済機構の発展には本質的な障害が全く無く従ってその機構の支配階級となった企業主たちは他の事は考えずただ家業にいそしみさえすればどんどん儲かるので、自然彼らは「政治（すなわち国家権力機構と一般産業間分業機構との間に存在する産業間分業関係と階級間分業関係との相互関係の機構）」に対して殆ど無関心になる。国家権力は個々の企業主が下手につついて怒らせるととんだ雷を落として時には彼らの生命をも脅かしかねぬが、触れないでおけば一般的傾向として商工業機構に対し友好的で親切に保護を与えてくれるから、その現状に満足していればよい。それと積極的な関係を持つことすなわち政治に頭を突っ込むことはやめて家業専一でゆくべきだ、と彼らは考える。一方官僚機構（「官」）の方も、早くから一般産業間分業機構（農業機構と商工業機構すなわち「民」）に対する公法的支配を放棄し、完全な保

護者的立場に後退し、その立場に立つべく自己抑制しているので、民のやることに極力干渉せずその自治に委せるという精神に徹している。言いかえれば近代市民社会の夜警国家思想と同じものが、形こそ違え古くから国家権力機構の基本理念として存在したのだ（例えば塩鉄論の賢良文学の主張に「民と利を争わず」との重農主義思想（中国）のレッセ・フェール）を思え。つまり官も民もお互いに自分の縄張りを守って犯し合わず、「それぞれ好きなようにやれや」というわけだ。そこへ前にも簡単に触れたが地主階層に主たる出自を持つ官僚機構の半氏族制的諸理念諸制度（それを代表する官僚機構の公認イデオロギーが儒教というわけだ。）が付け加わると、官の民に対する保護者的立場は、家父長的理念によって理論的に基礎づけられ潤色されそして制度化されることになる。かくて保護手段たる民事訴訟手続にも家父長的保護理念が持ち込まれるから、ローマ法のそれの如く両当事者間の争いを厳正中立の第三者が裁くという型態また従ってその必然的結果として生ずる私法の（当事者個人の）権利中心的な構成と理論体系化（ローマ市民法特にその私法部分は、主として民事訴訟において第三者的立場で法務官がなした訴訟規制より生まれ、また権利の概念はその方式書訴訟）は生まれて来ず、上位者たる父が下位者たる子の言い分を保護的教育的立場で聴きかつ裁くという性格を帯びることになる。そのため民事手続は行政的指導および刑事手続（絶対主義的国家権力の理念を反映してそれは糾問手続の型態をとる。）と相似た性格を与えられ、それらから明瞭に区別されることがなく、当事者の権利を中心とした理論体系化はなされず、従って公法と私法の区別も明瞭でないわけである。

以上の因果関係は明らかに次のことを物語っている。一般産業間分業機構特に商工業機構の全体的骨組みとして私法が、民の日常意識の中に確固たる法確信として慣習法的に存在しながら、他面国家権力が制定する成文法規の中にそれが十分反映されないで逆にそこでは国家権力の家父長的原理の下に統一的に体系化され公法と私法未分化の傾向が強い原因は、一面において国家権力機構とそこへの人材供給源たる農業経済機構の半氏族制的（家族主義的）限界と、またそれに必然的に制約される商工業機構自体の保守的限界とに在るが、一面においては、正に、商工業機構の

(国家権力の直接支配を受けぬという意味での) 自由および自治の確立とそれを保障し保護することにその本来の使命を見出している国家権力機構の夜警的・民本的性格 (例えば唐の柳宗元はその論文中にはっきりと、「官は」民の役にして民を役する者にあらず」と述べている。) とに、すなわち両機構の進歩的・自由主義的・民本的・近代的な本質に、在る。逆に言うと、ローマ私法の完成した姿は、一面において民事訴訟における国家権力の民主的性格に起因するが、実はその民主性自体は氏族制的・都市国家的公権力の性格の顕著な名残りであり (例えば民会における、民衆裁判を思え。)、国家権力の弱さ・未発達と、その一層根本的な原因たる商品経済機構およびその全体的骨格をなす私法それ自体の未発達ならびにそのことと表裏する国家権力の保護者の地位の自覚・夜警国家理念の未発達との、帰結なのである。後程こういった点の比較が重要な論点となるので、ここで予め注意した次第である。

物権優先の原理および所有権の圧倒的重要性 と、資本制経済機構支配権者の中核たる資本 家の地位の圧倒的強さ

補足すべきことの (二) は、私有財産権絶対不可侵原理の中核をなすものは、所有権絶対不可侵原理だという点をめぐって存在する。氏族制的な業種間分業機構においては、支配権者は、成員 (人) に対する直接的支配権としての公権力の行使を通じて間接的に生産手段および生産物 (物) を支配した。これに対して商品経済機構では、支配権者は公権力を持たずかつ支配権者たると否とを問わず各成員は個人として自由・平等であるから、支配権者は成員 (人) に対して直接支配権を及ぼすことはできず、生産手段および生産物 (物) に対する直接的支配権の行使を通じて間接的に成員 (人) を支配しうるにすぎない。つまり人と物とのそれぞれに対する支配の性格が、完全に逆転したのである。それにつれて物に対する支配権と人に対する支配権との相対的重要性の関係も逆転した。氏族制的業種間分業

機構においては人に対する公的支配権が支配機構の中核をなし物に対する公的支配権はそれに従属していたのに対し、商品経済機構においては物に対する私的支配権（物権）が支配機構の中核となり人に対する私的支配権（物権の直接的反射としての物権的請求権と物権を目的として当事者の合意に基づき発生する債権とに分れる。）がそれに従属することになる（「物権優先」の原理）。しかして物権の中核をなすものは所有権である。前述の如く、商品経済機構の成立・維持・成長・発展のためには生産手段および生産物の私的支配権はその物の利用・収益・処分のすべての面について支配権者の意思に一任されるべきであり、利用・収益・処分の中のどの1つの面を欠いても不十分であるから、本来物権は利用・収益・処分の全権能を総合統一する一個の権利として存在すべきものである。そしてそのような物権が所有権に外ならない。ただ、所有権者がその権利を行使するに当たり、行使の一型態としてその諸権能の一部を他人に委託することは自由であるが、その際には委託された権能を観念的に母胎たる所有権から切り離し独立の物権として理論構成する方が技術的に便利である。かくて所有権以外の物権が創り出される。しかし商品経済機構全体の立場から言えば、上記の如く、それらの権利は個々に独立してその機能を発揮することはできず、それらがそこから分離しまたいずれそこへと帰ってゆく所の潜在的帰属主体たる所有権を前提としこれと相関的な全体としてのみその機能を発揮しうるものである（その証拠に、もしも何らかの理由で所有権から分離して他人に帰属した権能たるそれらの物権が消滅したり所有権者自身に帰するならば、当然にその権）。つまり所有権以外の物権の多くは所有権の中から生まれまたその中へ帰ってゆくという意味で、所有権に対しては派生的な権利である。

以上を総合して次のように言うことができる。私有財産権不可侵原理の中心をなすものは物権不可侵原理でありさらに物権不可侵原理の魂となるものは所有権不可侵原理である。故にまた、資本制経済機構の支配権者の中核であり魂である者は常に生産手段従って生産物の所有権者たる資本家（株式会社においては株主）その人である。資本家の委任を受けてその経

済機構を日常管理・経営する者（株式会社においては取締役・監査役・その手足たる部課長その他各管理部門の長）は、資本家に対し単に上位権力者（主権者）に対する下位権力者（実権者）の關係に立つだけではない。所有権とそこから派生する管理権・経営権との上記の如き關係（比喩的に言えば本体と影、ともし火と光、頭脳と手足の關係）に基づき、管理者・経営者は本質的に資本家の影であり手足であり、資本家の意思を離れて遂に何事をもなしえず、またそのなした事の効果は必ず資本家に帰属する仕掛けなのである。言いかえれば、資本家は、一般的に実権を手離した主権者が陥りがちな運命である所の、下位権力者に対する実質的影響力を次第に喪失し名目的地位すらいつ下位権力者に篡奪されるかもしれないという状態に陥る危険から安全に守られ、例え日頃は遊んで暮らし自分の企業を一度も覗いたことがなく、あるいは半身不随の病人であろうとも、必要あらばいつでも突然管理者・経営者を指図して彼の意思に従わせることができ、従わなければ首にすることができ、また管理者・経営者の才覚で挙げた利潤を確実にそっくりそのまま自分の懐に入れることができることを、所有権と管理権・経営権との關係の上記の如き本質を定めた所有権不可侵原理により、完全に保障されているのである。これに反して、氏族制的經濟機構や後に詳述する如くその変種たる封建制的經濟機構の支配権者は、成員に対する直接的な人的支配権を行使することを通じ間接的に生産手段や生産物を支配するにすぎぬから、上の如き法的保障はなく、一方直接的な人的支配機構における上位権力者と下位権力者の關係は主権者と実権者との一般的な關係以外の如何なる要素をも含んでいないから、その機構における上位支配権者は常に上記の如き無力化と篡奪の危険に脅かされ、一日たりとも枕を高くして眠ることができないのである。氏族制社会や封建制社会で絶え間なく繰り返されたあの陰湿で血腥い権力争いの歴史は、実にそれらの社会における権力構造の上の如き本質に由来している。資本主義社会での権力争いにこのような陰湿さと血腥さが伴うことの少ないのは、以上の如く、もともと、権謀術数によって人的支配關係を直接逆転す

ることは不可能で、金を儲けて自ら資本家となる以外に最高支配権力者の地位につくことができない仕掛けになっているからであり、決して資本主義が人間性を向上させるためではない。

所で、前にもちょっと触れいづれ将来社会規範と倫理や宗教原理との区別を論ずる際詳しく述べる予定の事柄であるが、社会規範従って社会的制度・機構を道具に使うて形成される人間関係（社会関係）の中での人間の結びつきは、倫理的および宗教的な結びつきがそれである所の人格的および人類的結びつきと異なって、徹頭徹尾個々の行為の利益のやり取りを目的とした結びつきにすぎないから、社会機構は結局の所、利益従ってその実現手段たる財すなわち物の生産分配享受を窮極の目的として創られるものである。（なおこの意味において社会構造とその発展の土台は「物質」に在ると主張するいわゆる唯物史観は全く正当であるが、その場合の物質とは物理学的概念としてのまたは日常用語で精神と区別される意味の物質とは全然意味が違い、本質的に価値関係的概念であり従って本質的に精神的意味を含めた概念たる所のわれわれの言う「利益・財」を指していることを忘れてはならない。公式主義的マルキストの唯物論はこれを物理的ないし非精神的物質概念と混同しその結果唯物史観を精神主義と対比されるものとしての低級な物質主義否むしろ物欲主義に歪曲している。歪曲されたこの前提に立てば、アメリカ帝国主義との平和的共存にうつつを抜かしてキューバやベトナムや近東であいまいな態度を採り続け、国民総生産の数字競争でアメリカに追いつき追い越せば自然に資本主義は没落して社会主義が制覇するという甘い幻想を追い、思想や科学や芸術が追求する高貴な精神的価値を蔑視して上部構造と称し、これを、本来それらの価値の実現手段としてのみ価値を持つに過ぎぬ財の生産分配享受機構として一面的に把えられた経済機構——彼らはそれのみを土台と呼ぶ——に逆に奉仕せしめ、その結果物質的享樂の追求が窮極における社会・人生の目的だという結論に国民の思想を導き、かくて墮落せる無理想な大衆を現出させることは、必然の道程である。）それ故、氏族制的経済機構の支配構造が直接に

は人を支配することにより間接に物を支配するものだと言っても、窮極の目標が物の支配に在ることは資本制的経済機構の場合と何ら変わりはない。従って、前者において人的支配権が支配権の中核だということは、実は本来の目標である物的支配権が人的支配権の中に本質的に含まれ混同され後者と不可分は結合した型態でのみ存在しているという意味であって、決して人的支配権が物的支配権から独立に自己目的として存在し第一義的に追求されるということではない。早い話が、族長や封建領主が氏族そのものや領地からの人民の自由な離脱を禁じて自己の支配下に縛り止め、遂には自分の死後まで縛り止めておこうというので殉死・殉葬の制度まで設けたのは、言うまでもなく人民の人格が欲しいのではなく人民の奉仕すなわち人民の労働による利益特に財の供与が欲しかったからである。これに対して、資本制的経済機構においては窮極的目標である物的支配権が中核的第一義的支配権たる構造・機能を持って初めから存在しているから、必然的に物的支配権と人的支配権（物権と債権）は初めから明確に分離した構造・機能を持って存在することになる。否、社会史的因果関係から言えばこの順序は逆であって、前に詳論した通り、商品経済機構の形成・維持・成長・発展のために生産手段および生産力（物）と資本家および労働者（人）との離合の自由であることが不可欠の条件として要求され、この要求を充たすべく物的支配権と人的支配権とがそれぞれ物権および債権として分離独立し、その結果両者の関係が社会機構本来の目的・趣旨に添って物的支配権の中核性・第一義性（すなわち物権優先）の原理に従って構成されるに至ったわけである。かくて人的支配権という足枷を解かれた物的支配権の自由な行使により、社会分業機構本来の機能たる社会的利益（財）追求活動が、奔放に従って自由意思本来の創造力を思うさま発揮して、本来の目標を露骨にまっしぐらに追求してゆく処、社会的協力関係従って諸社会成員の諸利益の生産・分配・享受活動の目的手段関係によって結合統一された組織体たる生命の循環系は、急速に拡大し豊富複雑となり高次・包括的なものへと発展・超出してゆく。

集团的支配権から個人的支配権へ・法的人格の自由平等および個人責任の原理，企業支配権の個人持分権への分割と自由流通・人的企業から物的企業へ・無限責任から有限責任へ・資本蓄積と資本市場の形成——株式会社・商法

さて補足すべきことの（三）は上記の事柄に直接関連する。物的支配権が人的支配権から分離独立するために不可欠な条件の一つは，支配権の主体が社会集団から個人へと分解することである。氏族制的経済機構では生産手段も生産物も氏族社会全体により所有すなわち支配された。上記において，そこでは物的支配権が人的支配権の中に本質的に含まれ混同され後者と不可分に結合した形で存在した，と述べたのは，右の事態を分析的に表現したものに外ならない。つまり，そこでは物を支配するのは社会成員（個人）ではなくて社会それ自体（集団）であるが，社会それ自体の行動は本質的に社会規範特に制度・社会機構に従ってなされる社会成員の行動としてのみ現実には行なわれ，しかして制度の存する処必ず権力機構が存在するから，社会成員のその行動は本質的に，権力者の一般成員に対する規則制定や具体的な指揮命令としての社会規範認識根拠定立行動すなわち権力行使活動ないし支配活動と，それに支配されそれへの服従としてなされる一般成員の被支配活動とから構成されるという意味において，人的支配権の行使を通じて行なわれる。従って，社会それ自体による物的支配行動（物的支配権の行使）もまた，本質的に人的支配権の行使を通じて行なわれるものであり，その意味で両支配権が不可分に混同・結合した型態で存在すると説明したわけである。それ故，両支配権の相互的分離・独立という現象は，とりもなおさず，社会それ自体による物の支配・所有が否定され，物に対する成員個々の支配・所有が行なわれる，ということに外ならない。すなわち，集団所有から個人所有への変化である。前にもちよ

と触れたが、公法を団体法、私法を個人法として性格づけることはこの意味で正しい。これを別の言葉で言えば「権利主体としての個人の確立（例えばわが^{民法1条}）」であり、法律用語としての「人」・「法的人格」の確立であり、従って前述した「法的人格の自由平等（独立）」原理の確立である。なおこれに伴って法的責任も集団責任から個人責任へと分解される（「個人責任」原理）。

さてかように個人が権利主体として認められるということは、これを商品経済機構の具体的な内容に即して言えば、その機構の諸要素が社会集団でなくて個人の所有に属するという意味を持つ。すなわちまず、個々の生産手段や生産物や債権債務関係が個人に帰属し、次にそれらの結合から成る独立単位としての企業が個人に帰属する。しかして前述の如く、資本制生産様式の成長・発展は商品経済機構の独立単位としての企業の発展（数・種類の増大と個々の規模の拡大）によるところが多いが（資本と労働力との集中による大量生産と合理化と高度技術の採用開発とがもたらす生産性の向上は、生産力を急上昇させる）、企業の要素をなす諸権利の個人への帰属なканずく生産手段所有権の個人への帰属は、企業の数・種類・規模全面にわたる発展をもたらす不可欠の条件である。なぜなら、これによって、（一）多数個人が資本を持ち寄るという方法で巨大資本を集積し大規模な企業を形成して大量生産と合理化と高度技術の採用開発とにより生産力を飛躍的に増大せしめることが極めて容易になり、さらに（二）それ単独では生産手段となりえない零細な遊休資産をかき集めて一個独立の資本に構成しそれによって企業を形成することが可能になるので資本開発が急速に進み企業の数・種類従ってその全体的生産力を飛躍的に増大せしめて資本制経済機構を国民経済的規模に高め遂に資本主義経済機構の確立をもたらし、その上（三）企業に対する個人持分の自由流通が可能になるので資本市場が形成されいやが上にも投資熱を煽り（一）（二）の過程をさらに速やかに進行せしめるからである。以下これらの点を細説しよう。

まず（一）から説明する。もしも企業要素たる諸権利が個々に個人に帰

属することを許されず、それらの集合体たる一個の企業全体としてのみに人に帰属することを認められるにすぎないとすれば、複数人甲・乙・丙がそれぞれの資産A・B・Cを持ち寄って一個の企業を共同して創設した場合、A・B・Cはその企業全体の中で融合しもはやそれぞれ独立の私有財産権とは認められなくなり、従って甲・乙・丙はもはや個々人としてはその企業に対して如何なる独立の権利をも有せず単にその企業全体に対して3人共同して一個の所有権を有するに過ぎなくなる。すなわち企業内部の関係では氏族制的な集団所有型態となる。さすれば爾後甲・乙・丙は自分だけの意思で自分の財産を自由に利用収益処分することができなくなる。つまり、彼らはお互いの財産を持ち寄って一個の企業を創設したばかりに、せっかく持っていたその財産に対する自由独立の支配権を全面的に放棄する結果となる。ただA・B・Cがお互いに気心も知れ十分な信頼感を持ち合っている場合には、例えお互いに相手の意思で自己の財産に対する支配権を拘束され合うとしても、その拘束が格別自分にとって不利益になるという危険をあまり感ぜず、逆に衆知を寄せ合った方が1人で考えてやるよりも巧く利用収益処分できるという利点も十分考えられるから、このことは複数人が資本を持ち寄るのにさしたる障害にはならない。すなわち、互いに十分信頼し合っている親戚知人間での資本結合方法としてならば、このような企業型態でも差し支えはない。しかし、親しくないまたは全く未知の人々の間で資本を結合しようとするなら、このような型態では駄目である。互いに相手の経営能力や道徳性に疑問や警戒心を持ち、自分一個の支配から全く離脱してしまった後の財産の運命に対して強い懸念を抱き、容易なことでは出資を肯んじないからである。のみならず、企業の共同所有型態にあっては必然的に、企業の物的要素（出資）と併んで否物的要素（出資）以上に人的要素（出資者）が重視される傾向を持つ。つまり今見て来たように、出資者の共同関係自体が出資の総額としての資本と併んで否それ以上に企業要素として重要視されむしろ企業要素の中心とされるのである。平たく言えば、「誰々が共同してやっている」企業という点が特に重

大で、「しかじかの資本で運営されている」企業という点はむしろそれほど重大ではないものとして、理解され取り扱われるのである（「人的企業型態」）。そしてそれに基づいて、企業が外部（なかんずく取引先）に対して負う義務（なかんずく債務）は単に企業の資産のみによって担保されるのでなく、出資者自身の信用によって担保される、という觀念と制度とが当然の事とされる。換言すれば、出資者は、企業が負った義務なのだからその責任は企業自体の資産を限度として負えばよく、企業と何のかかわりもない自分の一般財産や将来の収益までこれに引き当てる必要はない（「有限責任」）、と主張することを許されないのであって、出資者の人格自身が企業の中心的要素であるからには、企業の負った義務に対しては彼の全人格が、従って彼の一般財産と将来の収益の全体が、引き当てになっている、とされるのである。すなわち、「無限責任」を負うのである。そうであるならばますます以て、熟知の間柄でなければ安心して共同出資はできない。事業が失敗した場合共同出資者に責任負担能力が乏しい場合には全責任が自分にかかって来てスッテンテンになる危険が多いからである。

以上の理由により、熟知の間柄でない人同志が、従って大勢の人が、安心して気軽に資本を寄せ合うことができ、従って巨大資本の形成が容易となるためには、このような企業型態（すなわち（1）家産的ないし共同体的で従って（2）無限責任の企業型態。会社で言えば合名会社の型態。）を捨てなければならない。そして、（1）企業に対する全出資者の共同所有権をさらに各出資者の持分権に分割した上各持分権の独立・自由な行使を認め、かつ（2）各出資者は企業資産従ってそれに対する各自の持分権の範囲内で企業が負担した義務に対して責任を負えばよい（有限責任）という制度に基づいた、企業型態を採用しなければならない。（1）と（2）とは相関的であって、要するに私法の根本原理たる物権・個人所有権優先原理を企業においても徹底・貫徹し、企業の基本的要素は出資者の人格的結合ではなくて、出資者が持ち寄った私有財産権特に個人所有権それ自体の単純な集積としての会社資産に在る、という立場（「物的企業型態」）に立って、出

資者持分権の独立・自由行使を本来当然の事として認め、また企業が負う責任の範囲を会社資産従ってその要素をなす各出資者の持分権に限定するものである。もっとも、持分権の独立・自由行使と言っても、利用収益の面では諸持分は単独バラバラでは役に立たず生産と取引との目的に従って適切に結合・組織化された統一体として機能するときのみ利用しえ利益を収めうるのであるから、独立・自由行使とは要するに利用収益のための企業としての意思決定に対する持分に比例した参加権の保障・行使のことであって、結局出資者の人的結合組織としての企業の内部的制度・機構が個人の独立と平等の原理に立脚していわゆる民主的に構成されていることを意味する（例えば株式会社の株主総会における議決方式を思え）。しかし単にそのことだけならば企業の共同体的所有の下でも可能であるから、持分権独立・自由行使の最も中心的な意義はその面にはなく、処分の面に存するのである。すなわちこの原理に基づき、各出資者の企業持分権は独立の取引客体として出資者の意思により自由に処分されうる、という点が重要なのである。この権利さえ確保しておけば、出資者は、その企業への投資が損もしくは危険だと思ったときまたは他のもっと安全有利と思われる投資に振り向けようと考えたときには、いつでも彼の持分権をその企業自体または他人に売却することができるから、資産を企業に投資することは個人財産として温めておくこととその点では大差なく、利潤の配分を得られるだけ得だ（つまり資産保全のための有利な方法だ）、という勘定になる。さすれば相棒をよく知らなくても、その能力・道徳性に疑問があっても、なおかつ安心して出資することができる。その上有限責任の保障があれば、まかり間違っても逃げ損っても出資額だけ損すればよく、一般財産や自分の将来にまで責任追求の手を伸ばされる心配はないから、いよいよ安心というわけだ。かくて広範囲かつ大勢の人々の資本を集中して巨大な企業を営むことが容易となる。

次に（二）の説明に入る。資本の持分権への分割および持分権の独立・自由行使の保障は、零細な大衆資産を資本化する道を開く。第1に、資本

が非常に少額の持分権に分割されうることになれば、従来は個人としてすでに相当の資産を蓄積している人しか資本家になれなかったのが、どんな貧乏人の僅少な臍繰りも資本化しうることになる。第2に、貧乏人は金持ちと違っていつなけなしの資産を生活のために緊急に使う必要を生じるかわからないので、出資した資本をすぐ金に換える方法がなければ安心して出資できないが、持分権の独立・自由処分はその方法を提供する。かくて今まで財閥に壟断されていた企業に大衆がどんどん投資するようになれば、塵も積もって山となり、多数・多種かつ巨大な資本制企業が叢出し、国民全体を基盤とする広い裾野を持った資本主義経済機構が出現する可能性をもたらす。

さて(三)の説明として、資本持分権が独立の取引客体として取引市場で自由に取引されることになると、持分権が企業資産の要素として持っている本来の価値(企業価値)以外に、それとは全く別個独立に、その取引市場における取引価格としての商業機構上の価値(商品価値)がそれに付け加わることになる。すなわち「資本市場」の形成である。そして一旦こういう現象が始まると、本来の企業価値を獲得する目的でなく商品価値の獲得を目的として投資をする(資本持分権を買い取る)人間が現われてくる。つまり利潤獲得や財産保全のためにでなく、資本持分権の商品価格の上り下りを利用してその差額を儲ける目的で、その権利を買いとる奴(要するに思惑買いをする奴)が出てくる。将来詳しく論じる予定だが、一種の似而非価値感の満足欲求型態として射倖心・賭博欲・投機心は根強く激しくかつ一般的に人間(自由意思)の中に巣食っており、後にも触れる如く資本制的投資による利潤獲得欲求もこれによって強く動機づけられる場合が多いが、資本持分権の思惑売買はこの欲求を駆り立てるに最適の条件を備えているので、多くの人の投資熱を激しく煽り大衆投資を急激に促進し資本主義の形成に拍車をかける。なおこれに伴い資本持分権の自由流通を円滑・安全迅速ならしめる技術として資本持分権を証券に化体する方法(「株式制度」)が発生する。そしてこの技術は急速に他の私有財産権にも

拡がり各種の物権や債権が次々に証券化されて安全迅速な流通が可能となり、手形取引制度の発達とも相伴って商品経済機構の動きを急速に活発化すると同時に、「債権の物権化」現象を通じて物権中心主義、従ってそれと上記の如く必然不可分に結びつく個人権主義を、いよいよ強化し、資本主義の発生発達に対する好条件をますます整備してゆく。

なお、このようにして企業要素が個人持分権に分割され勝手に流通するようになると、商品経済機構における独立機能単位としての企業の性格がぼやけ名目的形式的なものになって却ってこの機構を混乱させる恐れを生ずる。早い話が、株主の大部分が思惑で株を買った連中で会社経営に何の興味も関心もなくしかも有限責任のため責任感もないとすれば、他との取引における行動と責任の主体がどこにあるのかははっきりせず、外部の者はこの会社と安心して取引することができない。この弊害を防ぐために案出される手段の第1は企業自体に対する「法人格」の付与であり、第2はこの法人格を支える現実的裏付けとしての企業の内部機構に対する法的保障例えば定款・出資者総会・役員その他の管理機構・監査・事業内容公開制度・商号などの完備に対する法的強制である。概ね以上のようにして資本制経済機構のミニマムのかつ中心的な機能単位たる「会社」特に「株式会社」の制度が形成され、その全体的骨格を形成するものとして、より一般的な私法体系たる「民法」と併んでこの制度に特殊な法（特別法）として「商法」の体系が構築される。かくて民商法を根本的支柱として多数多量かつ巨大な株式会社が急速に成長・発展・繁栄すると、ここに国民経済的規模における資本制経済機構としての資本主義経済機構が成立する。

資本主義経済機構成立の四基礎条件，広く深い
商品市場の形成・大量良質な賃金労働力の蓄積・
巨大資本の蓄積・科学的生産技術の画期的進歩
——中国型社会発展における前二条件の実現過程

以上中国的古代後期形成過程の社会史的追求の一環として行なって来た商品経済機構・私有財産制度・私法の発生発達過程の追跡は、いつしか当面の目標であった中国的古代後期を乗り越えて直接近代資本主義・近代的民商法の成立過程の解明にまで入り込んでしまった。しかしここでわれわれは再び中国的古代後期に立ち還らねばならぬ。なぜなら、歴史の明らかに示す所によれば、中国的古代後期に成立した商品経済機構、私有財産制度、および私法は、その大綱においてすでに以上に詳説した諸構造諸特徴を明確に示しながら、しかも以上に述べたような意味必然的発展の道筋を真直ぐに最後まで辿って自然に近代的な資本主義経済機構・近代的民商法へとつながって行ったのではないからである。歴史的現実には、以上の発展図式を概ね忠実に辿ってゆくうち、どこかでこの図式との間に微妙な間隙を生じ、この間隙が拡がりゆくにつれて、以後図式上の発展を現実の発展がなぞってゆくことは次第に困難さを増し、かくて中国的商品経済機構はそのあたりから次第に発展のテンポを緩め出した。そしてそれが資本主義段階の入口あたりに久しくぐずついている間に、古代ローマ社会の初期条件が齎した重大な内部矛盾の相次ぐ激化により2千年の長きにわたり停滞を続け一時は中国型発展に対して遙かに後塵を拝していた西欧型社会が、近代市民革命によって一挙にその矛盾を全面的に克服して瞬く間に上述の諸過程を最終まで突っ走り近代資本主義・近代民商法を完成させたのである。兎と亀の競走にも似たこの社会発展過程の秘密・遅れた者が早くなり早かった者が遅くなるという法則（社会史発展における「兎と亀の法則」・「抜きつ抜かれつの法則」）の発見・解明への第一歩として、以下取敢え

ず、中国型社会発展における上記間隙の実態と発生理由およびそれに基因する発展テンポの緩慢化、その意味における中国型社会発展の限界を論ずることにしよう。

国民経済的規模における資本制経済機構としての資本主義経済機構の成立条件は、大別して4つの方面から観察しなければならない。第1は、巨大生産に必要な原料・機械その他の生産手段を潤沢に供給すると共にその結果生産された巨額の生産物を無限に購買する所の広くかつ深い商品市場の形成。第2は、資本家が買い叩く余地を十分持ちうるだけの分厚い産業予備軍を背後に控えた潤沢な、その上被搾取能力すなわち相当高度の労働生産性を持ち従って勤勉・有能・従順なるべくよく教育された質の良い、賃金労働力の豊富な市場（労働市場）の形成。第3は、上記の如き豊かな商品市場と労働市場とに十分対応しかつ大量生産と機構合理化と技術革新とによる生産性の飛躍的向上を生み出す母胎となる所の、多数・多種・かつ大規模な資本制企業を創り出すために必要な巨大資本の集積。そして第4は、生産のための科学的技術の画期的進歩。

これらの基本条件のうち第1と第2とは、中国的古代後期以後の社会分業機構の中で十分に実現されるに至った。すなわち、前からしばしば述べてきたように、中国型古代の商品経済機構は、あたかも蛹が自ら繭を作ってその中に閉じこもりながら繭の内部で次第に成長しつつ自らの繭を破って羽搏き出るように、氏族制的農業経済機構という繭自体の内部からその内部的生産力の増大を根本動力として成長し、次第に氏族制的農業経済機構全体に弥漫しこれをその内部から侵蝕し遂にこの繭を破って羽化したものに外ならず、従って姿こそ違えその胴体は依然として農業経済機構それ自体であって、いわばこれに商工業経済機構という見事な翅と、国家権力機構という強大な肢脚および触角が結合したものである。要するに一般産業間分業機構のあらゆる要素が、隅々まで統一的な商品経済機構の要素としてガッチリ組み込まれているわけだから、それらの各要素に対しては

一般産業間分業機構の爾余の諸要素の全体が互いに広くかつ深い商品市場を形成し合うことになる。これを証明する無数の史実の中からほんの一例を挙げつつこの社会史的経過を綴って行けば——

詩経の中にすでに農村から農村へと糸や織布のような手工業製品を携えて売り歩く旅商人の姿が見え、春秋戦国ともなれば農業・商工業・国家権力各機構の接触結合の要たる諸都市の発達が目醒ましいものがある。齊都臨淄の人口の如きは30万と推定され巷を行く人は雑踏して互いに袖を褶り合ったと言うし、范蠡や猗頓は大規模な恐らく資本制的な牧畜業によって巨万の富を積み、管仲と鮑叔とは合名会社を設立して商業を営みその利潤を分かち合い（その際管仲は自己の持分権以上に多く配当）をかすめとったが鮑叔はこれを許した。、大商人呂不韋は亡命の皇太子たりし秦の荘襄王を奇貨としてこれに投資し遂にその丞相となりやがて自らの子始皇帝をたすけて天下統一の大業をなさしめた。始皇帝は六国を併呑して四海の有無を相通じさせるため貨幣制度と度量権衡と文字と曆法とを統一すると共に、重商主義的施策を推進して六国の大商人を都咸陽に集住せしめ以て商工業の利を独占せんと謀るが、かかる国家権力による経済統制策は勃興途上にある農・工・商商品経済機構の自由発展を著しく阻害するので、始皇帝死するや忽ち天下は覆り、事態を收拾した漢は儒教主義の穩健策を採る。これは前にも述べた如く、一面氏族制的な觀念や制度を家族主義的型態に置き換えて温存する保守的な性格を持つが、他面産業自治・経済自由・重農主義・民本主義・保護国家・夜警国家・国家権力謙抑（例えば「罪刑法定主義」の理念の如きもすでに現われる）の理念に立ち商品経済機構の自由な自治的發展を国家権力が外的障害から守り保護し援助しようとする進歩的な性格をも併せ持つものである。

かくて商品経済が急速に伸張すると階級分解・資本集中・巨大企業化は商工業のみならず農業経済機構の面にも汎く及び、大地主階級の叢生と彼らによる農業生産の商企業化および農業技術改革の強力な推進を生ずる。例えば史記酷吏伝に見える寧成・後漢書に見える陰氏や樊氏ら南陽地方の大地主群のように。

この趨勢は、氏族制的觀念・制度を温存し従って形式上名目上は全農業生産手段（農地を中）_{心とする} および農民従って農業經濟機構の直接的支配者としてとどまった国家權力機構の支配と財政の基盤を根本的に揺り動かすから、この趨勢を押しとどめようとしたまたは逆にこの趨勢に適応して国家權力機構の支配と財政の基盤（一般階級間分業機構および産業間分業機構それぞれの内部での国家權力機構の基本的役割）そのものを変えようとする動きがこもごも起こってくる。前漢の武帝時代以降すでに活発となった重農主義と重商主義との論争（例えば塩鉄論に見る。）は、一面前記の如き自由放任主義か統制主義かの争いでありながら同時に国家權力そのものの基盤に関する上記保守主義と進歩主義との論争という性格を含み、その点では前記における進歩派（重農主義者）はかえって保守派であるが、さりとて商品經濟機構を国家權力が自ら保有しまたは統制して民の利を横から奪うことにより財政基盤を農業租税から貨幣収入に切り換えようとする重商主義は、商品經濟機構への国家權力機構の財政的適応を専ら後者中心に処理して肝心の前者を犠牲にしてしまうから、必ずしも進歩的とはいえない。かくて王莽政変、三国動乱、南北対立と続く社会史的過程はこのような試行錯誤を繰り返しつつ徐々に商品經濟の発展と一般階級間および産業間分業機構内部における国家權力機構の役割の変革によるそれへの適応とを両立・調和させうる有効適切な途を暗中摸索して行った過程と考えられる。

かくて最終的に発見された途とは、第1に、大地主や大商工業者を官僚として国家權力機構それ自身の中に組み入れ、かくすることにより、農業生産手段の私有および農民の私的支配を初めとする私有財産制度一般とそれを基盤とする地主—小作制的・資本制的經濟機構の自由発展の承認およびより積極的な保障・保護・育成・援助と、国家權力機構自体による土地および農民の公権的 direct 支配の形式・名目とを、両立させるという方向への、一般階級間分業機構の修正であり（貴族・土豪等地方有力者を中核とし彼らの実権を大きく認めつつ彼らの間の形式的・名目的な權力ヒエラルヒーの形成という形で、形式的・名目的な自己への權力集中に満足していた、漢代の天子および一握りの宮廷官僚や軍人たちと異なり、魏晉南北朝の帝権は各地方出身の有力な莊園貴族すなわち大地主や大富豪を直接宮廷官僚化し軍人化することに努め、彼らに対して形式的名目的のみならず実質的な

支配権を持つと努めた。この政策は次第に成功を収め、例えば顔氏家訓は子弟が地主として家産を治めつつ同時に立派な宮廷貴族として成功する途を懇ろに訓えかつ勸請している。南朝では多くの天子が有力な官僚地主によって改廃されるロボットだったという点を把え、逆に帝権の無力化を説く学者がいるが、これは実は逆であって、帝権が強大になったからこそロボット皇帝を操縦して国権を実際に掌握することが大いに魅力ある目標になったのであり、かつ大地主らが直接宮廷官僚として帝権の直接支配下に組み込まれ帝権に接近する機会を常時持つようになったからこそ、このような操縦が可能・容易になったのである。かくて天子は大地主や大富豪を直接自己の手足とし、これを使って一)、第2に、農産物租税や労働租税の般国民を支配する、という形が整った。

ほかに各種専売益金や商税や商工業者の特権料の如き貨幣租税を新設し財政収入の比重を次第に前者から後者に置き換えてゆくという方法、およびその代償として上記によりますます整備強化された官僚機構を使って商品経済の自由発展の障害となる治安の紊れや度量権衡・貨幣・各種取引制度の地域的差異を取り除き、自由・安全・迅速な交通・運輸・通信の施設・制度の完備に努め、商品経済機構の要となる諸都市の機構施設の拡充・整備をはかり、さらに積極的に産業の開発・発展のための土木事業等を興し、商品経済機構の安定をはかるために適宜物資を貯蔵・移送しあるいは余れる時処に買って不足の時処に売り、災害を救助し、人民の風教を導いて勤勉・有能・従順にして官と地主・資本家とにとって使い易き労働者を育成するなどの公的サービスを行なう形への産業間分業機構の修正である。しかして、いずれのためにもあまねく人材を一般人民の中から官僚機構へ吸収する必要があるから、そのため身分制度の撤廃や全人民平等に受験資格ある公平な試験による官僚登用制度（科挙）の発生・発達が必至となる。そしてまたこの試験制度を逆に人民の風教指導のために利用し、実際に官僚に登用しない者でも登用試験の諸階程にパスした者には公的特権を与えて優遇しおのずから人民の師表たらしめて風教向上の効果を挙げる。こうして資本主義成立の前記第2条件中の一要素としての、被搾取能力すなわち相当高度の労働生産性を持ち従って勤勉・有能・従順であるようによく教育された良質の労働力が、広く育成される。また地主一小作制の確立とその普及とは、農業生産性を高め資本蓄積を促すと共に、大量の失業農民を生み・商工業への大量の労働力の供給源を準備した点におい

て、前記第2条件中のもう1つの要素すなわち買い叩きうる豊富な労働力の供給源たる豊富な労働市場を開拓してゆく。

南北朝末期から隋・唐に至る社会史的過程はすなわちこのような社会分業機構の修正が一応の完成を見た過程であって、律令体制に集約される所のあのよく行き届き見事に統一された国家社会機構の骨格は端的にそれを物語っている。国内商業のみならず諸外国との通商の驚くべき発展、人民の生活に広くゆきわたった物資の豊富さと質の高さ、殊に大都会の繁栄と官僚・地主・大商人の栄華、巨大な資本を擁する工場制手工業や土木その他大がかりで極めて進歩した技術によって開発され維持され完全に商企業化した大地主の農業経営、科挙の発達……これらのことは、これらと共に花開いた文学や芸術の作品の上にふんだんに語られ豊かに象徴されている。

そして五代の戦乱による古い身分的社会構成原理の徹底的没落の後に宋・元・明・清と継起する社会史の過程は、一度び発足したこの社会機構が一筋に純化・強化・整備・洗練の道をひた走った過程である。宋代には、地主階級を中核として身分によらず能力本位で登用された官僚群が帝権を頂点とする完全に中央集権的な国家権力機構の担い手となっていかわゆる絶対主義体制の全面的成立を告知するが、それを可能ならしめたのは、特に農業経済機構における商品経済の普及がもたらした階級分解の一層急速な進行であった。(これを端的に示す事実として、例えば新旧両法党の対立は、この事態に地主出身官僚が対処する際、地主的立場と官僚的立場とのいずれにより多く比重を置くかの対立である。前の立場を重視する旧法党は個々の地主の利益を主眼として彼らの特権を認めた祖法の尊重を要求し、後者の立場を重視する新法党は、農民に商品経済への適応能力を付与して無制約の階級分解がもたらす社会矛盾の激化を避けつつ窮極的には商品経済の農業経済機構への滲透を促進しようとして地主—小作制を促進・強化しているのだから、両者間には本質的には同じ目標に対する手段の差しかない。旧法党が新法を攻撃する口実の一つに、青苗銭の貸与が結局持ち馴れぬ銭を持った農民に都市に出て浪費する癖をつけ階層分解を促進する、と言っているのは、大局的に見て1つの真実である。近頃王安石を、農民階級の立場に立つものとして高く評価しようとする向きもあ) 他方この過程の進行は資本と賃金労働力との蓄積を推進する結果、商工業における資本制経済機構はすでに宋代に胚胎し、南宋から元にかけてはマルコ・ポーロ

によって西欧に伝えられ黄金満ち溢れる東洋への夢を誘った杭州・蘇州その他の大都市における工場制手工業の驚くべき規模や生産物を揚げ降ろしする諸港の非常な活況を現出し、明代中期以降、各種織物、陶磁器、鋌山、冶金、塩井などの広い産業部門にわたって、巨額の資本を擁し数十人から数千人の労働力を必要とする大規模な機械・工場制工業を1箇所集中して巨額の生産を行ない、それをさばく販売組織およびこれを受け入れる全国的市場ならびに外国市場と、数万の労働人口およびそれに見合う広大な労働市場とを抱えた、大商工業地帯が随処に出現し、かくて資本主義経済機構成立の門口に差しかかる（以前私は、景德鎮陶磁工業の発展を中心にし、てその一端を実証的に考察したことがある。）。これと併んで農業経済機構でも土地集中は極端に激化して生産性を高め、生産手段を失った大量の労働力を榮えゆく商工業部門に惜しみなく供給すると共に、工業製品の貪欲な市場となり、かくて両機構の相互協力的発展をもたらした。一方これらの発展と堅く結合しつつ中央集権的官僚機構はその財政的基盤の比重をいよいよ貨幣収入に移しついに一条鞭法の強行によって地租にまで銀納制が及ぶ。かくて農・商・工業の急激な資本制的発展に伴って確実に税収入は増大し、乾隆盛期には4千数百万両（換算して昭和40年頃のが国の国庫収入とほぼ同程度）の巨額に達する。かかる産業間分業機構の繁栄は、明らかに農業・商工業・国家権力機構三部門のそれぞれの発展の、1つの商品経済機構内部における緊密かつとどまる所を知らぬ好循環によって齎されたものであり、このようにして清朝の初期から中期にかけて、古代後期に全体的発足をみた中国商品経済機構は、漸くその発展の極頂に辿りつく。

資本蓄積の中国的限界とその原因 (一), 氏族社会から国家社会への移行の円滑さによる氏族制的理念・制度の残存, 家族主義的理念と家族制度——その影響, 国家権力の家父長的性格と専制主義・保護主義・民本主義・自治尊重主義, 地主—小作制農業経済機構の半氏族制的性格, 資本制企業の家産的性格と家族制の大財閥による資本制経済機構の独占支配——原因 (二), 義理・任侠的モラル——その影響, 合名会社的企業型態, 村落共同体の自治機構, 官僚の私的集団化および地主・資本家との結合・癒着——西欧における資本主義の成立・爆発的発展の原因と基礎条件 (一), 西欧封建社会の再版氏族社会的本質と市民革命によるその徹底的打破

さてしかしながら, かかる発展には本質的な限界があり, 清中期以降漸くその発展は鈍化・停滞する。そしてその根本原因は, 最初に挙げた資本主義成立の4つの基礎条件中, 第3と第4の条件の充足が不十分にとどまらざるをえない内的必然を, 中国型商品経済機構が本質的に持っているという点にある。まず第3の条件(巨大資本の蓄積)から述べよう。

すでに詳しく説明したように, 全産業間分業機構を打って一丸とする商品経済機構の全面にわたって, その巨大な需要供給の大部分または少なくとも相当部分を充たしかつそれに応ずるだけの巨大な生産力を持った多数・多種・かつ大規模な資本制企業が存在しうるためには, すなわち資本制経済機構が国民経済的規模で存在しうるためには, 要するに資本主義が成立しうるためには, 全国民中の極く一部にすぎない大資本家が一人一人でまたは数人共同して出資するのに委せておいたのでは, 絶対に不十分であ

る。彼ら一人一人の富が一般国民の一人一人と比較した場合どんなに巨大であっても、国民全体の富と比較すればたかが知れているからである。そこでどうしても、一部大富豪だけでなく、ちょっとした資産家、生活に多少のゆとりを持った人、否わずかな収入の中から相当無理して若干の金を臍繰った一般庶民をも、資本制企業への投資に大々的に動員することが必要になってくる。そしてそのために不可欠の条件は、前述の如く、共同体的・家産的企業所有型態を決定的に廃棄し、これに基づいて（1）資本持分権という形で企業所有権を各出資者の個人的権利に細分割し、その一つ一つを独立させかつその自由行使を認めて資本の自由流通をはかり資本市場を形成させること、従って（2）企業の存在基盤は人的結合（出資者共同体）でなくて物的結合（出資財産集合体）に在るというたてまえから企業が負担する義務を出資者でなく企業資産によって担保させるという有限責任制度を確立すること、である。

しかるに既述の如く、中国型社会分業機構においては、古代後期における商品経済機構の全面的確立が極めて自然に円滑に行なわれたために、かえって氏族制的な理念や制度が十分な批判克服を受けないまま相当大量にしかも中心的な部分に残留してしまった。そこに成立したのがいわゆる「家族主義」的理念および「家族制度」と「義理・任俠的モラル」とである。そしてこの理念・制度の影響の下に資本制企業が置かれる結果として、それは最後まで家族共同体的所有（家産）ないし同志的所有という性格を拭い切れず、従って資本主義の成立条件たる上記2つの企業構成原理・制度は出現することができなかつた。すなわち、出資者の家族的な結合または義理任俠的な人的結合を中心とし、従って資本非分割・非独立・非流通かつ無限責任を骨子とする「合股」のような一種の合名会社的資本集中の型態を脱することができず、かくて投資活動への全国民参加の道は閉ざされ、国民の全体からみればほんの一握りの家族制的大資本すなわち前近代的財閥による資本制経済機構の独占支配という形で、資本主義成立の門口にさしかかりながらそこで足踏みを続けざるをえなかつた。以下そ

の間の事情を詳しく見てゆこう。

商品経済の普及によって氏族制分業機構が解体する過程で、真先に現われるのは、各家族が新しい分業機構の独立の基本単位として登場する、という現象であった。この段階では各家族成員すなわち個人の分業単位としての独立性——個人人格の自由と平等——は未だ十分確立されておらず、その点では、氏族共同体が家族共同体に置き換ったにすぎず、従って氏族所有が家族所有（家産）に置き換ったにすぎない。しかし商品経済が一層発展するにつれて、また一層発展するために、やがて家族内部における成員の独立性が次第に確立される必要を生ずる。早い話が、家族が分割されて個人となり、各個人が自分の考えで自由に商取引をやったり人に雇われたりすることができるようでない、商品経済は十分に発達できない。そこで前述したような各種の個人主義的・自由主義的・平等主義的な根本原理に基づいて私法体系が形成され、それを全体的骨格として商品経済機構が急速に成長してゆくのである。

中国的古代後期以降においても、もちろんこういう過程は相当深く進行し、その結果先ほど述べたような商品経済の繁栄をもたらした。否、後に詳述する西欧型古代後期以降特に中・近世封建社会の場合とくらべてこのような過程の進行があまりにもスムーズでありすぎた。そのスムーズさの根本原因は、氏族制分業機構それ自体が自己の内的必然に基づく生産力の発展により内から自然に解体していわば自力で商品経済機構に変質して行ったと同時に、その公権力をスンナリと国家権力機構に引き渡し、従って氏族制公権力の否定として登場した国家権力は自然に極めてスンナリと新しく登場した商品経済機構の保障者・保護者となってくれたこと、に在る。そこで第1に、氏族制そのもの（その理念および制度の基本プラン）が商品経済機構に対して本質的に敵対的なもの両立しえないものとしては明確に自覚されないままに、従って十分批判されず否定されないままに、打ち過ぎてしまった。さらに第2に、国家権力機構はもともと有力な氏族

公権力機構の成り上がりにはほかならないから（多くの場合、有力氏族の長が他氏族の解体につけこみその長の権力を奪って）、一般階級間分業機構上の役割およびそれ自体の内部構造の理念ならびに基本プランにおいては必然的に氏族制的な役割および理念ならびにプランをそのまま受け継いでいるわけだが、他面商品経済機構に成長して来た産業間分業機構上の役割としては上記の如く農・商・工業機構の自由活動の保障者・保護者という進歩的立場に自然に立つことになるので、前者の氏族制的本質が後者の進歩的性格によっていわば被い隠され、両者間の本質に横たわる鋭い矛盾・窮極的な意味での両立不可能性がほとんど自覚されず、従って前者に対する鋭い批判や否定が全く行なわれないまま打ち過ぎてしまった。ただし、氏族制的な役割・理念・基本プランが十分またはほとんど批判・否定を受けず温存されると言っても、氏族そのものは現実には解体消滅してしまっているのだから、それらの役割・理念・プランを担う現実の基体として、氏族に最も近い共同体的性格を本質としながら、他面商品経済機構にも十分適応して相当程度成員の独立・自由な活動をも認めうるような現存の社会構成単位たる「家族」が、にわかに時代の脚光を浴びることになる。こうして古い氏族制度の公権力的役割および共同体的理念や根本プランの一般階級間分業機構および商品経済機構上の継承主体となったのが、中国的古代後期以後急速に成長した中国的「大家族」社会機構であり、またそこに引き継がれた氏族制的役割・理念・プランがいわゆる「家族主義」なのである。孔子が自ら天命と感じた所の、いわゆる「述べて作らぬ」彼の大事業とは、周氏族社会のやがて到来するであろう崩壊を明敏に洞察して、その社会構成原理の重要部分を救出するために、やがて全面的に訪れるに違いない商品経済機構に対するその適応型態としていち早く家族主義的社会構成原理に構成しなおす、という仕事であった。そして彼はまさしくこの大事業に成功したのである。

彼が一生を賭けて苦心編成し有能な後継者たちによって一層の磨きをかけられた儒教的家族主義は、やがて漢帝国の根本的社会構成原理として迎え入れられ、以後2千年の中国社会史を支配することになる。すなわちま

ず、一般階級間分業機構上の国家権力機構の役割に対して、家族主義原理が適用されて、いわゆる「国家社会原理（天下を覆って家となす。何々家の天下。わが国の古語に言う「大や家＝公」）」を生ずる。つまり、国家権力機構の最上位権力者たる天子は天下の家父として保護的教育的指導的立場に立って子たる万民（一般階級間権力機構上の被支配階級たる農・工・商経済機構の成員）を支配し、下位権力者たる官僚は天子の手足となつてこの支配を貫徹させるのだ、という構成原理である。このような原理に立つ国家権力機構は専制的ではあるが必ずしも圧制的なものではなく、むしろ寛大で謙抑的で人民の自由と自治とを保障し保護し民本主義的な指導により商品経済機構の発展を保護促進する傾向が強い、ということは前に何回か述べた。また自機構へあまねく人材を吸収するために四民平等原理に立つことも前述した。リンカーンの公式に従い民主主義とは「人民の、人民による、人民のための」政治だとすれば、中国的専制政体はこの3条件中「人民による、人民のための」という2条件は備えていたと言ってよい。その担当者たる官僚はすべて全人民の中から公平な試験により選抜された人民代表であり（「人民による」）、少なくとも主観的にはまた少なくともたてまえ上は人民の公僕たることを自覚的理念として国権の発動に当たった（「人民のための」）からである。しかしそれは民主主義の中核的理念たる「人民の」という条件、すなわち国家権力機構の所有者・主人・つまり主権者が人民自身である、という理念を全く欠いていた。人民は常にその客であり子であり、従つてこの客や子をどうもてなすかの窮極的意思決定権は主人たる家父たる官の側に在った。そしてこの原理を認める限り、農・商・工業経済機構の実際の担当者が直接国家権力機構の活動（政治。ただし政治の厳密な定義は後程行なう。）に参加することはできない相談である。すなわち彼らは国政から遮断されていた。しかし彼らはそれに満足し最後まで国政への直接的な参加への意思（政治的要求）を全く持たなかった。なぜなら国家権力は概して彼らに友好的で思いやりがあり彼らの自由な活動を暖かく見守り保護し時には援助してくれたからである。これが後

に詳述する西欧の市民との根本的な違いであり、社会史変革過程を彼此相異ならしめた根本原因の1つであるから、ここで予め注意を喚起しておく。いずれにせよ、国家権力機構が家父的・保護者的・教育者的立場で上位者として専制的に農・商・工経済機構の直接担当者たる一般国民に対して君臨するとき、その定立する法源（法規・裁判・行政処分）にどうしても共同体的・非個人主義的・非自由主義的・非平等的な理念やプランが持ち込まれ、従ってそれを手がかりにして認識される所の農・商・工業経済機構の骨格を形造る法の理念・プランの中にも必然的にそのような性格が滲透して、その機構の奔放な発展の足枷となる傾向のあることは、否定することができない。このことは先に国家権力の手による私法の理論的体系化が十分でなかったことの原因を追求して言及した所でもある。

ただその際も述べた如く、国家権力の一般に謙抑的・自治尊重的な性格の結果として、国家権力は必ずしも自己の定立した法源を特に重要な法源として固執強制しないので（「成文法主義」でなく「不文法主義」特に「慣習法主義」。完備した法典は実施よりも国家権力の体面・威信の確保を主目的としており、官僚に対しては一般に強い拘束力を持つが人民に対する場合には慣習法に譲歩することが多くしばしば空文であった。）、全般的にみて必ずしも商品経済に対する重大な桎梏となるまでには至らなかった。従って、巨大資本の蓄積を妨げる社会史的原因の追求という当面の課題にとっては、家族主義的理念・プランが国家権力の法源定立を通じて間接的に農・商・工経済機構特にその企業構造の原理に影響を与えたという点よりも、むしろそれが直接当該経済機構担当者すなわち農民（地主を含む）商工業者（資本家を含む）の意識型態を規制することにより彼らの意識的創造物である企業の構造原理を直接決定した点の方が、ずっと重大である。そのうちまず、農業における企業構造原理に対する家族主義原理の影響を論じよう。

前にもちょっと触れたように、それは農業における資本制経済機構（地主資本家と農業賃労働者との雇用関係を基軸とする）の典型的成立を不可

能にし、地主一小作制経済機構という、氏族制生産機構との中間的型態を基軸たらしめるように作用する。農業賃労働は、例えば六朝時代の荘園経営の手引書たる齊民要術の中にも広い範囲で記述されているので古くから一般に成立していたはずだが、唐から宋へと急速に進む農業経済機構上の土地集中・階級分解過程の中で主要な地位を地主一小作制（佃制）に引き渡して行った。後者においては地主小作人間に主客の分すなわち公権的支配被支配関係が認められ、かつそれを通じて間接に小作人を土地に縛りつける傾向が強くて、明らかに氏族制的原理を濃厚に残しているが、さりとて小作人を完全に農奴化したのではかえって土地と労働力との離合の自由を根本原理とする商品経済機構の中では落伍してしまうし、元来この制度自体が農業の広汎な商品経済化の過程すなわち商品経済の普及に伴い最初氏族が解体して自由平等の自営農民が一般に成立し次いで商品経済の一層の普及による競争の結果土地集中・階級分解が進行するという過程の中から生まれそこに存在基盤を持つものなのだから、完全な農奴化は自己矛盾で本来出来ない相談なのである（近頃の史家は西洋経済史の範疇たる農奴制をそのまま、いとも手軽に、東洋の地主一小作制に当てはめるが、とんで）。故に地主一小作制のこの中間的性格は、最初存在した農奴制が商品経済の普及に従って崩れて領主の公権的支配・農奴の土地繫縛が緩んで来た状態であるのではなく（中国史には元々農奴制農業経済機構およびそれと不可分に結びつく封建制公権力機構などは一）、農業における資本制的経済機構が氏族制の遺物たる上記家族主義的原理に拘束されつつ形成された結果なのである。この半氏族制的性格は元・明・清と続く商品経済機構の大発展と資本制経済機構の一般化とに伴い次第に緩和されてゆく（主客の分は薄れ、小作人の独立性は高まり、土地への繫縛は無力化する）が、農民の意識深く巢食ったこの観念型態が、地主の搾取に対する小作人の抵抗力を弱めて彼らの貧困を激化し、商工業生産物に対する農業部門の購買力の増大を押しとどめて結局商工業の発展を妨げることにより、また農民が土地を離れて賃労働者となることへの意識面での妨げとなることにより、資本主義の成立・成長を遅らせた一原因たることは否定できない。

しかし、資本主義の成立・成長を妨げた家族主義原理の悪影響が最も顕著に現われたのは、資本制経済機構の尖兵であり同時に本隊である所の商工業経済機構における資本制企業の構造原理に対してであった。これについては最初総括的に説明しておいたから重ねては述べない。とにかくこれによって、資本制企業は久しく家産的型態にとどまり、資本持分権の細分・独立・自由流通による資本市場の成立と有限責任制の確立とに基づく、全国民の投資活動への参加の道は阻まれ、少数の家族制的大財閥による資本制経済機構の独占支配を生み、そこに足踏みを続けることとなったのである。

次に、義理・任俠的モラルの成立過程とその影響について論ずる。春秋戦国秦漢建国の氏族制度解体期に、氏族制的原理は1つには上記の如く家族および国家権力機構の中に逃げ込み家父的保護教育原理に再編成されて余命を保ったが、もう1つには氏族制の拘束から解かれて輩出した当時の自由独立の個人たちが、未来に満ち新しい富と権力の到来を待っている新しい社会の中で富と権力に接近する道を求めて団結し徒党を組む際の指導原理として再生し、いわゆる「義理・任俠」の道を成立させた。「季布に二諾無く侯嬴は一言を重んぜり」と唱われた任俠の徒の活躍は史記列伝その他の史伝につまびらかである。食客数千人を擁して政界をのし歩く平原・信陵・春申・孟嘗諸君の集団、天下を争う項羽と劉邦の集団、思想界に覇を競う諸子百家の集団……。彼らに共通の特徴は、初め独立の個人が自由な契約に基づいて社会集団を結成するが（その点では個人主義と自由と平等の理念に立ち商品経済機構の発展を中核とする社会構造の新方向を反映して甚だ進歩的だが）、一旦結成された集団は必ず1人の盟主を最上位権力者とする専制的階級間分業機構およびその機構によって認識根拠を与えられる諸命令規範への成員の絶対服従という形式的原理と、盟主は家父ないし家兄として成員を保護・厚遇すべきであり、盟主がその義務を尽くすからには成員はその知遇に応じて盟主のために文字通り生命を賭して

献身すべきであるという型態での業種間分業機構上の相互代償的協力義務の相互引き受けという実質的原理とに、基づいて構成される（「長缺帰りな_{んいざ}」の齊の憑驢、国士もて遇されたが故に「国士も」）。この後の面では、この集団は甚だ氏族制的である。そしてこのような原理は、同一家族成員でない者が集まって商・工企業たる貨殖集団を構成する際の構成原理としてもそのまま妥当することになる。例えば、「君見ずや管鮑貧時の交」と唱われた管仲・鮑叔の任俠的結合は、始め合名会社を作って商売をしたことから初まったものであり、この伝統が清末民国に至るまで中国商工企業における人的結合型態、否商工業機構一般のモラルの根幹である人間的信頼関係（義理）の重視とその反面たる面子の尊重とを形造って来たことは、近代史学の実証的研究がみなこれを証明している。信頼関係形成の契機として一般に同氏同族とか同地方出身とかの関係が特に重視される点にも、氏族制的原理の根強い残存を認めうる。そして家族的結合と併んでこのような型態の人的結合が資本制企業の中心的要素とされるところに、株式会社の企業型態と従って国民的な資本市場は永遠に生まれず、すでに宋元に萌芽した中国型資本主義が真の資本主義に成長する途は永く閉ざされざるをえなかったのである。

なお、義理任俠的人間関係原理は農業経済機構や官僚機構の基本的構成原理にも色濃く影を落とし、それら自身およびそれらと緊密に結びつく商工業経済機構の自由な発展を阻害する重要な因子となった。

まず農業経済機構について見ると、農業経営単位としての家族機構および次第に発展し一般化してくる地主—小作制機構と並立共存しつつ、義理・任俠的原理に立脚する「村落共同体」の自治機構が根強く存続し、一面では国家権力の支配に対して抵抗しながら、国家権力機構の謙抑主義・自治尊重主義の下に公認されつつ或る面では国家権力機構の末端を担って、商品経済機構の中へガッチリ組み込まれた農業機構に対し直接公法的性格の統制支配を及ぼして、その個人主義化・自由化に対する大きな制約となった。例えば水滸伝を一読すれば、このような村落共同体の団結と自

治的統制とが甚だ強くて一つ一つの村落共同体がさながら一個の独立国家の態をなして存在し、それが一百八の妖星の強固な任俠的結合を産み出した母胎であることを、直ちに看取できる。このような拘束が、農村機構の個人主義化・自由化を抑制してその商品経済機構への適合性を押し下げ、また農民を村落共同体に縛りつけて商工業機構へ賃金労働力として流出することを妨げることにより、間接に商工業機構の発展を阻害する因子であったことも、容易に理解できよう。

次に、義理・任俠的人間関係原理が官僚機構に結びつくと、国家試験同年合格の官僚がその時の試験官を盟主とする同志的結合組織を作るとか、高級官僚が彼を盟主とする義理・任俠的集団たる私的幕僚組織を持って實際政治に当たらせるとかの現象が起こって、公権力機構が私的集団により壟断され、標榜する所の農・商・工商品経済機構に対する家父的保護・教育の政治理念が末端まで貫徹されず、実際には官僚機構が農・商・工各部門の支配権力すなわち大地主・大資本家と私的に結託して、後者の階級的搾取・暴利を保障・保護・促進するためにその権限を行使しその代償に巨額の賄賂を貪って私腹を肥やしたり、あるいはその特権的地位を利用して自ら地主・資本家として暴利を貪る官僚地主・官僚資本家となったりする現象が一般的となる。しかも、専制的支配原理により国家権力は農・商・工経済機構に対してどんな統制でも形式上は無制限に加えうるから、これらの官僚は、上位権力の命令に反しない限度で、その権限を、官僚地主・官僚資本・官僚と結託した大地主・大財閥の小資本・自営企業に対する優位を確保しないし後者を排除して、彼らの独占的利益を保障するために、フルに行使することになる。かくて一部の家族制的ないし義理・任俠的な官僚・財閥資本および官僚・財閥地主による農・商・工経済機構の独占支配とそれに伴う苛烈な搾取とを招き、さらにその必然的結果として、総資本増大の頭打ちと国内商品市場発展の停滞とを生じ、かくて資本主義の成長をその門口に足踏みさせる一因子となる。

以上によりわれわれは次のことを知りえた。中国型古代後期には、氏族社会分業機構が内部から自然に崩壊して、農・商・工（一般産業間分業）機構と国家権力機構とを緊密に結合した商品経済機構が、後者による前者の支配機構たる一般階級間分業機構の保障・保護の下に、極めて順調に発生成長発展したために、それらいずれの要素においても、氏族社会分業機構の根本原理（各要素の役割・全体的構造の理念とプラン）が商品経済機構のそれと本質的に矛盾・対立するものだという事実（前者の集団所有・個人自由否認・上下関係中心の原理と後者の個人所有・個人自由・平等の原理との本質的矛盾）がはっきり自覚されず十分な批判・否定を受けないまま、新機構の新構成単位となった家族および自由人集団の本質的構成原理たる家族主義原理および義理・任侠的原理に再編成された形で、多分に残留してしまい、その結果、商品経済機構の発展につれて自然に発生してくる資本制経済機構が、農業部門では地主一小作制という中途半端な型態にとどまり、また村落共同体の自治規制による拘束を受けて停滞し、商工業部門では資本制企業の家産的ないし同志財産的な型態（従って合名会社の型態）にとどまって（株式会社の企業型態の発達による）全国民的資本の成長を不可能にし、結局少数の財閥による資本制経済機構の独占支配の形で停滞し、他方公権力機構および一般階級間分業機構は、農・商・工機構に対する家父的保護・教育原理に基づく専制的型態をとり、その結果農・商・工機構の自由奔放な発展に対して緩やかな限界づけを行なうと同時に、官僚の私的徒党化を招いて官僚機構と農・商・工機構の支配階級たる地主・資本家との私的結託・癒着の現象を生じ、その結果後者の搾取・独占を強化して官僚地主・官僚資本家・官僚と結託する少数の大財閥地主・大財閥資本家による農・商・工機構全体の独占支配と一般人民の貧困化とを招き、資本制経済機構の発展を頭打ちにする。そしてこのような停滞・頭打ちは、中国について言えば、清朝中期以後特に顕著となった。

ところで上記の事を裏返していえばこうなる。資本主義経済機構が順調に成長・発展するためには、商品経済機構と一般階級間分業機構との全面

にわたって存在する以上のような氏族社会分業機構の遺制すなわち家族主義的および義理・任侠的な社会構造原理が、徹底的に批判・排斥・否定されて、農業面では農民の賃労働化や村落共同体の崩壊によるデラシネ化・浮草化が、商工業面では資本制企業における資本持分に対する個人所有の徹底による（株式会社の企業形態の発達による）全国民的資本の成長が、そして公権力機構および一般階級間分業機構の面では、その窮極的所有者・主人すなわち主権者を、一般国民すなわち農・商・工経済機構の成員そして実際にはその支配階級たる資本家とする所の、ブルジョア民主主義形態の確立と、それに伴う専制の廃棄およびその反面としての人権保障制度の確立とが、達成されねばならぬ。そして西欧では、中世封建社会の深い矛盾と長い停滞とを克服して近代市民革命が遂に成功するまでの過程で、現実に上記の否定が十分に行なわれた結果、近代資本主義のあの驚異的・爆発的発展がもたらされたのである。かくて西欧は一挙に東洋を追い越す。

しかして、西欧がかように氏族制度の残留原理を徹底して批判・排斥・否定しえた理由、否せざるをえなかった理由は、次の点にある。すなわち、前にも一度社会史発展の矛盾法則を実証するに当たって言及した如く、西欧封建社会分業機構の深刻な内在的矛盾の故に商品経済機構が中国型におけるが如く氏族制の内的必然に基づく自壊の中から国家権力に保護されつつ順調に発生・成長することができず、古代的統一の自壊により起こった社会史的逆行現象の結果成立した所の氏族制そのものの再版たる領主—農奴制農業経済機構が各領主の氏族制的な公権力の実質的独立および名目的形式的結合の原理に立つ封建的国家権力機構と互いに緊密に結合協力して商品経済機構の発展を徹底的に抑圧したために、前二者と後者それぞれの構造原理の本質的矛盾が、赤裸々に露呈せざるをえず、従って商品経済機構の発展のためには氏族制的原理の再版たる封建制的原理とそれに基づいて存立する封建的社会分業機構の全体とを決定的に批判・排斥・否定・粉碎・打倒しなければならず、またこれに代わって、先にわれわれが詳しく

説明した所の商品経済機構およびこれを保障・保護・援助すべき任務を負うた国家権力機構・一般階級間分業機構が基づくべき諸根本原理を、完全に純粋な形で貫徹した所の、根本的に一新された社会分業機構を打ち樹てなければならなかったからである。要するに、中国型社会発展は大した矛盾なしにひとまず順調に発展するから矛盾の否定が十分でなく結局相当発展したところでその残存矛盾が障害となってかえって発展が停滞し、西欧型社会発展は初めから深刻な矛盾に襲われるので容易に発展せず久しく停滞を余儀なくされるが長い苦闘の末に遂にこの矛盾を徹底的に克服するや全く障害がなくなるので一気に爆発的發展を遂げて前者を追い越す、というわけである。

これを一般化したものが、前に述べた社会発展の「兎と亀の法則」「抜きつ抜かれつの法則」であるが、そこへ行く前に西欧型発展の初期条件をなす西欧型・西ローマ型古代後期が何故さように深い矛盾を孕んで形成されるのかを、実証的に追求しなければならない。そしてその追求はおのずから、発展段階を異にするそれぞれ独立かつ統一的な2つの社会分業機構が接触した場合に低発展段階社会に深刻な矛盾が起こらざるをえぬことを明らかにして、矛盾法則と抜きつ抜かれつの法則との有機的連関を明らかにし、かくてこの2法則をさらに統一する社会史発展の根本的かつ一元的な法則の発見に人を導くであろう。しかしそれに取りかかる前に、なお幾つかの問題を解明しておかねばならぬ。その1つは、最初に挙げた資本主義成立の第4条件、すなわち生産のための科学的技術の飛躍的發展（（西欧における近代資本主義の爆発的・驚異的發展の））が、中国においては容易に起こらなかった事実とその社会史的原因とを追求することである。

自然科学とその応用技術——自然科学の高度発達の条件、応用からの分離独立すなわち科学のための科学の成立・農商工労働から解放され自然科学に専従する知識階層の出現——古代ギリシャ・ローマにおけるこの条件の実現とその原因、異民族の農商工経済機構・奴隷の農商工労働への民族的寄生による独立有閑市民階層の出現——規範的正義と歴史的正義・法的安全性と具体的妥当性——古代ギリシャ・ローマにおける支配民族担当自然科学と被支配民族・奴隷担当応用技術との無関係発達——中国におけるこの条件の不実現とその原因、自由民の労働により自民族の農商工経済機構を形成維持しなければならぬので独立有閑階層は存在しえない、官僚知識階層文化の非自然科学性と地主・資本家階級文化のそれへの追従、社会科学と文芸とを中心とする文化発展の必然性——西欧近代における自然科学とその応用技術とのブルジョアジーによる結合とそれに起因する両者の急激な発達・その原因、封建領主階級の反文化性・キリスト教文化の反自然科学性に対するブルジョアジーの反発とギリシャ・ローマ文化の後継者たるべき階級的使命の自覚

農・商・工経済機構担当者が物質に働きかけることを手段として利益を生産・分配・享受する場合、その物質を財と言う。そのことは前に述べた。物質に働きかけてこれを財たらしめる技術は、広義における自然科学的知識の応用方法である。自然科学的知識の本質については本論の冒頭で詳述した通りであって、存在論的本性において変化であり特殊である所の個我の直面する自然的状況を固定され無個性化された個物の数的・論理的

意味連関たる一般者として仮構することである。またその応用とは、個我の直面する状況の中から右のような仮構により切り出され措定された或る個物をさらに特定の財として意味づける社会関係としてのより高次の意味連関の中に、その個物を要素として含む前記の如き仮構的意味連関（自然科学的認識）の全体を目的として措定することにより、その仮構的意味連関を、個我が直面する自然的状況の諸可能性の間で有意味的・自由意思的に選択された動作たらしめること、である。厳密な定義を離れてもっとわかり易く言えば、個物に分割・仮構された自然現象（以下単に「物質」と言う）を体系化された自然法則の1つのあらわれ・見本として示すことが自然科学的認識（以下単に「科学」と言う）であり、物質を財として利用する（利益を生産・分配・享受するための手段として使用する）動作としての自然現象（物に対する身体の働きかけ）を自然科学的認識の中に巧くはめ込んで自然法則の1つのあらわれ・見本であるような形で選択することが、科学の応用である。従って、農・商・工業機構が財を使用して利益を生産・分配・享受する機構として機能する場合には——そしてそのように機能するのが一般的であるが——、それは必ず科学の形成およびその応用としてなされるのである。

ところが、（歴史的に見ればともかく）存在論的な意味では、科学の応用は科学の形成なしにはありえないが、逆に科学の形成は科学の応用なしにありうる。すなわち、利益の生産・分配・享受のために物質を財として利用するという目的なしに、科学を形成すること——物質を体系的な自然法則の1つのあらわれ・見本として示すこと——それ自体を目的として自由意思的に行為すること、換言すれば科学自体のために科学を形成することは、存在論的に可能である。なぜなら、科学自身のための科学の形成も、一層複雑高次の目的措定的意味連関への科学（自然科学的認識）たる自由意思自身の自己超出・発展たりうるからである。それ故、科学自身がどれほど進歩したとしてもそれに伴って当然に科学の応用方法としての（農・商・工業）科学技術が進歩するとは限らない。両者の進歩が確実に

併行しうる条件としては、農・商・工業機構の直接の担い手——農民・商人・工業者——自身が同時に同時代の最高水準にある科学の担い手であることが、必要である。これに反して、もしもその時代の最高水準の科学の担い手が農・商・工業者以外の階層であるとすれば、その科学は必ずしも農・商・工業への応用を目的として形成されず、むしろ一般的傾向としてはそれ自身のために、またはその階層が受け持つ社会分業上の役割を果たすのに必要な財としての物質利用のために、形成されることになるから、農・商・工業技術はその時代の最高の科学の応用方法たることをえず、より低い発展段階にある科学の応用方法としてそれ自体低い発展段階にとどまらざるをえない。そして中国型社会分業機構の下では、正にそのような現象が必然的に起こりしかもそのような状態から脱け出しえない必然が存するのである。

もっとも、科学がその応用から分離独立してそれ自体のために追求されること、そのための条件として一旦科学の担い手がその応用技術の担い手たる農・商・工業者層から社会階層的に分離独立することは、科学がそれ自体として高度に発展するために不可欠の条件である。従って、農・商・工業者以外の独立階層によって科学が担われるということだけでは、社会史的に農・商・工業のための応用科学技術がいつまでも低い発展段階に停滞せざるをえないことの直接の理由にはならない。直接の理由は、その独立階層が自然科学を発展させるのに不適當な性格を持っているために自然科学のそれ自身のための発展が比較的低い段階にとどまらざるをえないこと、および一旦社会階層的に分離された科学とその応用技術それぞれの担い手が社会史発展の或る段階で再び社会階層的に結合同化する機会をいつまでも持ちえないこと、に在る。これを逆に言うと、農・商・工業のための応用科学技術が高度に発展するための社会史的條件は、科学の担い手がその応用技術の担い手たる農・商・工業者層から社会階層的に一旦分離独立し、かつその独立階層が自然科学を高度に発展させるのに適した性格を持っていて自然科学をそれ自身のために高度に発展させた後に、社会史発

展の或る段階で再び科学とその応用技術それぞれの担い手が社会階層的に結合同化する機会を持つこと、である。そして古代ギリシャ・ローマ—西欧型社会分業機構においては、正にそのような社会史的過程が展開されたのである。この間の事情を以下に詳説しよう。

科学が初めて発生する歴史的契機は、常に物質を財として利用する必要からである。けれども、科学がさらに高度に発展するためには、かかる応用（いわゆる実利的応用）の下僕たる地位から脱して自立し、科学自身のために科学を追求することを開始しなければならない。実利的応用の前提となるための科学の追求は、どうしても財としての物質利用に「直接役に立つ」「今すぐ眼に見えて役に立つ」ものであるべきだ、という役割上の制約を、当該実利的応用を意味必然的な目的として措定する所の農・商・工業機構たる目的措定的意味連関によって、与えられがちである。なぜなら、第1に、農・商・工業機構が商品経済機構として存在する場合には、商品経済機構の中で時々刻々にそれを掴むチャンスが生まれてはまた忽ち消えてゆく所の、各担当者の目前に差し出され一瞬掴み取ることを躊躇すれば二度とそのチャンスはめぐって来ない所の、商取引上の利益（要するに目先の利益）を、確実に掴み取る、という目的（差し迫った必要）から言えば、いつになったらまた何のために役に立つようになるのか見当もつかない科学の追求のために、暇と時間（つまり社会分業上の一役割）を与えることは、無用の事として排斥せざるをえないが、商品経済機構を作り動かしている原動力は、正に各成員のこの目先の利益を掴み取りたいという差し迫った欲求としての利潤追求欲にはかならぬからである。かくて、農・商・工業機構における実利的応用の前提として追求される科学は、今すぐ眼に見えて役に立つことを予め確実に約束された範囲での、従って必然的に相当限定された狭い範囲での、物質法則の認識たるべきことを、要請されることになる。言い換えれば、法則である以上或る程度の一般性を持たなければならないが、それほど高度の一般性ではなく、特殊性を本質

とする直接的な物質知覚の体験それ自身からの抽象度があまり高くないという意味で、その体験からあまり隔たっていないこと、が必要とされる。すなわちいわゆる「経験的知識」の範囲を多く出ることができないのである。

故に、科学がより広い範囲の物質のより一般的で従ってより高次包括的な（その意味で高水準の）数学的論理的意味統一体としての意味連関たる自然法則の確立を目指す所の、論理理性たる自由意思の自己超出として存在するためには、すなわちいわゆる「理論的知識（ないし体系的知識）」を直接追求するものとなるためには、まず以て「実利的応用の前提たるべし」との農・商・工業機構直接担当者的立場からの要請に拘束される必要のない、自由な立場（社会分業機構上の独自の役割）を確立しなければならない。しかるに、農・商・工業機構の直接担当者が、同時にこのような意味での自由な立場を確保することは、（1人の人間が直接的には矛盾する2つの立場を適宜使い分けることは、一般的にも困難でありまた時間的労力的にも余裕を見出しにくい、という理由で）實際上極めて困難である。従って、自由な立場で理論的知識としての高水準の科学を追求する社会分業上の役割は、彼ら以外の人（知識階層）の手に委ねられることになる。

さて第2に、農・商・工業機構が未だ商品経済機構として存在していない段階、すなわち氏族社会的段階では、利益は相当程度恒常的な型態で生産・分配・享受されているから、その発展のために応用さるべき科学の追求には、必ずしも商品経済機構における如く「今すぐ眼に見えて役立つものであるべきだ」という制約は存在しない。だから農・商・工業機構の直接担当者としての立場と科学の追求者（科学者）としての立場とは矛盾せず、この点だけから言えば、前者が後者を兼ねることは十分可能なわけだが、時間的・労力的な点でやはり限度がある。その上、科学自体の未発達により科学と経験的知識との分界が明瞭に自覚されないため、科学自身のための科学の追求欲求も十分生ぜず、またその（応用のための）必要性も十分に感じられない。故に、科学の高水準の発達は、ここでもやはり、科

学とその応用技術との区別の意識の確立を前提として、科学が、農・商・工業機構の直接担当の職務から解放されそれに専念しうる人（知識階層）の手に委ねられる必要がある。

しかるに、氏族制社会分業機構では、老幼病者を除く全社会成員は、前述の如く、公法の詳細具体的な直接規制の下に、農・牧・手工業そして未だ萌芽的段階に在る商業機構の直接担当者たることを義務づけられている。生産力低く、科学のような閑事業に従事しうる暇な人間を養って置く余裕と鷹揚さを社会は持ちえないからである。故にこの段階では、科学自身のための科学は成立せず、物質に関する知識は経験的知識の範囲を殆ど超えていない。生産力が発展するに伴って、既述した商品経済機構・私有財産制度の発達および氏族公権力の没落・国家権力の成立という社会史的過程と併行して、物質に関する理論的知識としての科学が次第に自覚的にそれ自身のために追求される段階を迎える。その理由は第1に、生産力の発達自身が、物質に関する理論的知識の進歩に基づいてその知識の応用たる財としての物質の利用が進歩することを、根本的な原因として起こるものであり、従って経験的知識からの理論的知識の分離・独立が次第に明瞭に自覚され、科学をそれ自身のために追求しようとする欲求とその必要性とが漸くはっきりと現われてくる社会史的段階で、起こるものである、という点に在る。第2の理由は、こうしてそれ自身のために、換言すれば応用科学に対する商品経済機構化した農・商・工業機構の上述のような制約から解放されて自由に、科学を追求しようとする時代の要望に依って、農・商・工業機構直接担当の職務を免除され科学の追求に専念しうる時間的労力的余裕を社会分業機構上保障された一群の階層を創り出す社会史的条件が、次のようにして整う、という点に在る。すなわちまず、生産力の増大によりこのような階層を養う余力を生じたということ。次に、社会分業機構の再編成過程で、科学の追求に専念しうる時間的労力的余裕を持った新階層が、広汎に成立するに至ったこと。

このうち後の現象は、ギリシャ・ローマ型古代後期と中国型古代後期と

では、全く異なる型態で生じた。すなわち、前者においては異民族支配機構特にその最も象徴的な型態たる奴隸制の成立、後者においては国家権力機構（官僚機構）の成立、という型態で。

後にもう一度詳論するが、ギリシャ民族やローマ民族は中国民族に比べて成員の数が甚だ少なくその上固有の占拠地は瘠せて資源に乏しかったから、彼ら自身の内的生産力の発展を根本動因とするその社会史的発展は都市国家段階に久しく停滞せざるをえなかった。そこで彼らはこの段階を乗り越えるために、それ自らの内部的生産力の発展によりすでに彼らより相当高度の発展段階に達していたアジア・アフリカの諸民族を武力によって征服し支配し収奪する方法に訴えることを余儀なくされた。ギリシャ民族のバルカン半島・エーゲ海・小アジア諸地域への進攻・土着民族の征服と奴隸化、およびローマ民族のイタリー半島・地中海・北アフリカ諸地域への進攻・征服・奴隸化は、このようにして相併行して起こり、その過程でギリシャ・ローマ民族の異民族に対する武力を背景とした公権力的支配という型態における、新一般階級間分業機構（従って公権力機構は内部的には旧態然たる諸氏族協同体たる都市国家的原理に立っており、中国の場合のように中央集権的官僚機構を形成してはいない。）、およびこの機構の実力的強制により保障された所の、異民族固有の（すでに商品経済機構段階に到達した発達せる）一般産業間分業機構からのギリシャ・ローマ民族固有の（貧弱な利益生産機構とそれに不相応な分配・消費機構とから成る）一般産業間分業機構への一方的な物資および労働力（としての人・奴隸）の移動、すなわち民族的収奪、の機構たる新一般産業間分業機構の形成過程、が進行したのである。かくて彼ら少数の支配階級民族成員は、まず生産面においては、多数の被支配階級民族成員が彼ら固有の農・商・工業機構を直接担当し運営する労働に寄生することにより、自らは生産機構の担当を免除され、次に分配・消費の面においても、奴隸化した一部被征服民族成員に（支配階級民族固有の一般産業間分業機構としての）その機構の直接担当を全面的に義務づけることにより、自らはその担当を免除され

る。そしてギリシャ人ローマ人自身の社会分業機構上の業務と言えば、かかる収奪と支配の機構を上位権力者として管理運営すること、およびこの機構の実力的支えである軍隊の機構を作りその成員として参加すること、に限られることになる。このうち前者はギリシャ・ローマ人中ごく一部の政治家・ボスに委ねられ、後者は進攻・征服過程が一段落し上記のような社会分業機構が一応完成した後には稀に事あるとき以外はやはり彼らの中の一部、そして後には全面的に彼らの一部（軍閥）と異民族の多数とを含む軍閥政治家・ボスの私兵・傭兵、に委ねられる。従って、ギリシャ・ローマ人の大多数は、政治家・ボスたちから収奪物の分け前を受けてこれを消費すること以外に何の業務も持たず、暇と精力とをもてあます結果となる。さらにそのうちの大多数は、その暇と精力とを享樂に費やし、また相当数は権力や名誉を漁りあるいはそれに協力しまたは批判を加え、そして後者の中から自然に公権力をめぐる思弁（公権力の発動に関係あるあらゆる種類の社会現象——法・経済・政治——に関する思弁）が、最初は政治活動の目先の必要に応じて発達し、やがて暇と才能にまかせてこれを理論化し体系化する人々が出現して、最初の法学・政治学・経済学が誕生する。そしてさらに一部は、人間的な事物よりも自然的事物に興味を向け、すでに彼らの間で、否より多く彼らが征服し支配し一部奴隷化した先進異民族の間で、農・商・工業機構担当の必要が生み出した物質に関する経験的知識およびその応用としての経験的技術を基にして、これをその必要性から切り離してそれ自身として発展せしめより一般的な理論的・体系的知識に創り上げようと試みるに到る。かくて最初の数学・論理学・物理学・化学・生物学などが、すなわち自然科学が、誕生する。

このような経緯よりして、ギリシャ・ローマの古代後期に生まれた最初の科学のうち、法学・経済学・政治学は、実際に公権力機構の直接担当者たるまたはその協力者もしくは批判者たる階層によって創られたために、科学とその応用、理論的知識と経験的知識とが最初から不即不離に結びつき相携えて発達することができ、従って古代後期においてすでに相当の高

水準にまで発達することができた。しかして、農・商・工業機構（一般産業間分業機構）の直接担当者自身が物質に関する科学の担い手となることは、例えチャンスがあっても、前述の如く一般に極めて困難であるのに、公権力機構の直接担当者らは、農・商・工業機構の直接担当を免除された場合、このように公権力をめぐる社会現象に関する諸科学の担い手をも兼ねることが、比較的容易であるのは、次の理由による。第1に、元来公権力機構の直接担当業務（公権力を発動する仕事、公務の遂行）は肉体労働に依存する所少なく従ってそれに携わる者は、閑暇の折に肉体的疲労により理論的体系的思惟の妨げられることが少ないということ。第2に、公権力の発動という仕事自身が本質的に社会各成員の各時各場所における各行為の個別的・特殊的な性質を捨象して、これを一般的に意味づけ、1つの体系の1要素の1見本として取り扱う、という方法に立脚するが故に、実は公権力の発動（公権力機構の直接担当）の具体的技術の探究即社会成員の社会活動の体系的法則の追求であり、従ってそこでは、科学とその応用とが本質的に密着しているということ。第2点につき少しく補説する。公権力の発動は、既述の如く社会分業機構の全体的骨格をなす（一般的・抽象的または個別的・具体的な）法の認識根拠（法源）を定立することにはほかならない。しかるに、法は、社会規範として本質的に普遍妥当的であり、しかもその歴史的時点において最も多数多種の諸制度の最も高次・包括的な総合統一組織（体系）たる社会分業機構のさらに全体的な骨格を形成するものとして、諸社会規範中最も普遍的に妥当しかつ最も高次な体系をなして存する社会規範の1つである。公権力の発動は、かかる本質を持つ法をその最も一般的・抽象的な妥当型態において表現する立法権の発動と、社会成員の個別的具体的行動をかかる普遍妥当的かつ体系的な法の1つの個別的・具体的あらわれ・見本として示す行政権および司法権の発動とから成る。この意味で、それは、体系的当為法則の追求それ自身なのである。

なお本筋から離れるがこのことに関連してこの際注意を喚起しておきたいことがある。法そして一般に社会規範は、上記の如き本質の故に、社会成員の個別的具体的な行為を評価（命令・禁止）するに当たって、当該行為により直接惹起される個別的具体的な社会的結果が、当該法ないし社会規範体系への諸社会成員の服従行動の目的手段関係による結合が創り出す生命の循環系の形成を促進するものか阻害するものか、という観点（「歴史的評価」の立場）には余り重点を置かず、主として、当該行為が属する所の、当該法ないし社会規範体系の要素をなす行為の一般的・抽象的な類型の、その規範体系たる生命の循環系の一般的・抽象的型の内部における、意味および価値に従って（「規範的评价」の立場に立って）、当該行為を評価する、という事である。平たく言えば、その行為自体がどんな社会的結果を齎したか、ということよりも、その種の行為を一般的に義務づけまたは放任した場合どんな社会的結果がもたらされるか、ということの主たる基準にして、その行為を義務づけるべきか・放任すべきか・または禁止すべきか、を決めるのである。けだし、社会規範はその予定する行為類型に該当するあらゆる行為に対して普遍的に妥当する評価（命令・禁止）たることを本質としているからである。歴史的評価の立場から見た社会的行為の価値を「歴史的正義」、規範的评价の立場から見たそれを「規範的正義」と呼ぶ。前に詳説した実質的正義と形式的正義の分類、実質的正義中の目的・配分的・均分的各正義の分類が、多数人の行為から成る循環系の形成に対して持つ行為の意味の相違という面から見た行為価値の分類であるのに対して、この両種の正義は、専ら、その意味を判断するに当たっての立場・観点・見地の違いによる、行為価値の分類である。

従って、同一の行為が、かかる観点の違いに応じて、歴史的には正義であるが規範的には不正義であるとか、その逆であるとか、の現象はしばしば起こりうる。例えば、鼠小僧が大名屋敷から金を盗んで大名に搾取された人民に返してやるのは、歴史的には（そのことの直接の結果だけ見れば）配分的正義であるが、規範的には（その種の行為すなわち他人の私有

財産を窃取するという種類の行為を一般に放任したら社会はどうなるかを考えると、私有財産制度・商品経済機構に基づく現在の社会機構は根本的に崩壊するから）全くの不正である（目的的正義に反する）。ラスコリーニコフが高利貸の因業婆さんを殺した行為も、彼女に迫害されていた善良な人々を救ったという具体的結果を重視すれば歴史的正義であるが、一般的に悪い奴なら殺してもかまわんということになれば社会生活は根本的に成り立たぬという点を中心に置いて考えるときには、規範的不正義である。法は基本的に規範的正義の見地に立つから、鼠小僧もラスコリーニコフも犯罪者として処罰されなければならぬ。また刑法で、刑罰法規所定の結果（例えば殺人）を現実に生ぜしめても、その種の行為から通常その種の結果が発生しない（行為と結果との間に相当因果関係を欠く、行為に対して結果が相当でない、）と認められる場合には、その結果の発生に対して刑事責任を認めず、逆に現実に結果が生じなくてもその種の行為から通常その種の結果が発生すると認められる場合には、違法とされる（重き犯罪の場合は未遂犯として処罰される）のも、このためである。（この見地から行為の適法・違法を判断してゆけば、刑法学における違法論上責任論上の諸問題はほとんど解決されてしまうことを、われわれは詳しく論じたことがある。）孟子が「一人の無辜を誅すれば天下を救いうる場合でも、孔子はそれを肯んじないだろう。」と述べているのは、規範的正義の立場を極論したものであるが、自己の一言一行が万世の規範であるとの壮大な自覚の下に行動した孔子に仮託して述べたのは、如何にも適切であった。

ただ、社会規範が規範的正義の立場をあまり徹底させると、往々具体的事情を全く考慮しない非人情な結果を導き、かえって社会規範に対する社会成員の畏怖・嫌悪・不信の念をかき立てて、社会規範の実効性を損ないかねないから、この根本的立場を動揺させぬ範囲で、個々具体的な行為に対する社会規範の適用（個別的・具体的妥当態様の認識）に当たっては歴史的正義の観点をも加味する必要がある。例えば鼠小僧やラスコリーニコフに対しては多少刑罰を軽減する配慮が望ましい。法における規範的正義

へのこの根本的要請をまた「法的安全性」の要請と呼び、歴史的正義への副次的要請をまた「具体的妥当性（具体的正義）」の要請と呼ぶ。法的安全性を厳格に守りつつ同時にできるだけ具体的妥当性を持った法の解釈適用を行なうのが、司法権・行政権の発動における1つの重要な課題であり、またそのような解釈適用の余地が巧く残されているような形で一般的抽象的法源を制定するのが、立法権発動における1つの重要課題である。わが国の現行法でこの課題がどのような形で解決をはかられているかを以下実例で示そう。

第一に、法的安全性の要求は法の解釈適用をなるべく画一化する要求として、具体的妥当性の要求は法の解釈適用になるべく融通性を持たせる要求として現われる。前の要求を具体化したものが、例えば裁判における判例の尊重、犯罪の捜査起訴を画一化するための検察官一体の原則、罪刑法定主義などである。なお、法の解釈適用が画一的でありうるための前提条件として、立法形式自身ができるべく高度の客観性明確性を持つこと、従ってしばしば事実の大雑把な把握が採り入れられることが、法的安全性の見地から要求される。例えば、民法上の行為能力や刑事責任能力の有無が、実際の精神発育状態を度外視してそれぞれ満20歳満14歳という客観的線でピタリと分けられているのは、このためである。後の（具体的妥当性の）要求を具体化した好例としては、民法の適用に当たり事実婚の破綻を婚姻予約の不履行と解し遺棄された女性に慰謝料請求権を認めた判例、商法における商慣習法の民法に対する優先適用、刑法における情状酌量や執行猶予や白地刑罰法規、刑訴法における起訴便宜主義などが挙げられよう。

第二に、法的安全性の要求は、一旦制定された法または一旦確定された法の解釈適用をみだりに改廃または変更しないことの要請として、具体的妥当性の要求は、或る状況に対して一旦制定された法または一旦確定された法の解釈適用も状況が変わるに応じて適宜改廃変更すべきことの要請として、現われる。前の要請は、例えば、朝令暮改の禁止、既得権の尊重、

法の遡及適用の禁止，裁判の既判力などに具体化されている。後の要請を受け入れた適例としては，民法における事情変更の原則，刑法における犯人に有利な新法の遡及適用，訴訟法における上訴や再審の制度，労働組合法の解釈適用における判例の流動性などを挙げうる。

相反するこの2つの要請の間に聡明な調和を見出すことが，法の制定運用における根本的問題である。概して言えば，国家権力の発動に対する法的規制である公法においては，法治主義の要請から，法的安全性の要求が特に強く，個人の利益の保護に重点を置く一般私法や，社会における具体的な力関係の調整を目的とする労働法においては，具体的妥当性の要求が比較的強い。公法の中でも，国家権力発動の最も強権的な型態である刑罰権発動に対する法的規制たる所の刑事法の領域では，法的安全性の要求が特に強く，罪刑法定主義及び法の適正な手続の原則が存在する。しかし，刑事法や一般公法においても，国権発動の対象たる国民の側の権利利益を保護する方向へは，相当大巾に具体的妥当性の要求が考慮されるべきである。酌量減刑，執行猶予制度，起訴便宜主義，被告に有利な法の遡及適用などはその好例である。逆に私法や労働法においても，公的利益の保護や配分的正義確保のために，法的安全性の要求が特に重視される場合がある。取引その他の人間関係形成の安全迅速や国家権力による保護対象の明確化のための物権法定主義，物権変動の第三者に対する對抗要件としての物権登記制度，会社設立や労働組合の法的救済における準則主義，会社の定款や労働組合同規約の諸効力，手形の形式性，法律婚主義，労働協約とそれに対する諸効力の付与による労使関係の安定促進，労働協約締結当事者の平和義務，就業規則の規範的効力などがその適例である。

多少横道へ外れたがもう一度本題へ戻ろう。以上の如くにしてギリシャ・ローマ的古代後期には，法学・経済学・政治学などの公権力をめぐる社会規範に関する科学は，公権力機構の直接担当者たるギリシャ・ローマ市民自身により創造・発展せしめられ，具体的な公権力の発動（政治活動）

とその科学とは緊密に結合し相携えて発達することを得た。

これに反して、自然科学は、農・商・工業機構における財としての物質利用の直接担当者従って物質に関する知識の応用技術の開発者とは全く別個の階層によって担われることになった。その結果科学と応用技術とは全く無関係に発達することになった。ギリシャ・ローマ市民たる最初の数学者・論理学者・物理学者たちは、彼らの相次ぐ大発見を被支配異民族の農・商・工業者や彼らの生産奴隷たちに教えかつその人たちの仕事にそれを応用する道を考えてやることには、全く何の関心も示さなかった。彼らが稀に彼らの発見した自然法則の応用に関心を示すのは、彼ら自身の属する階層自身の仕事すなわち政治や軍事への応用についてだけであった。例えば、王様の冠の金銀の混合比を割り出すとか・都城を守るための強力な兵器を作るとかに、アルキメデスが彼の科学を専ら応用した如くに。一方農・商・工業者や奴隷たちの方も、異民族である支配者たちの仕事に対しては全く何の関心も持たず、自分たちが昔から開発し伝えて来た所の相当発達した経験的知識とその応用技術とに満足してこれを墨守するか、精々若干の小さな改良を加えてゆくにとどまった。かくて、自然科学自身のための自然科学の追求は、急速に驚異的な高水準へと自然科学を引き上げて行ったが、それはほとんど全く農・商・工業機構における生産力の発展のために応用されなかった。現代人の眼を驚かす古代ギリシャ・ローマの幾多の大土木工事は、被支配異民族や奴隷や外国人の経験技術と肉体労働とに依存し、航海は奴隷の權に頼り、馬は繫駕法が未熟で大量の貨物輸送の役には全く立たず、従ってアッピア街道のような整備された道路は軍人と少量の武器とを往来させる軍用道路にすぎなかったのもあって、中国古代帝国の完備し四通発達した官設道路と駅停の如く商品や商人を満載した車馬が頻繁に雑踏往来する景觀は、決して見られることがなかったのである。

自然科学と農・商・工業の経験的知識・技術とが堅く結びついて急速な応用科学技術の勃興・発展が齎されるためには、主として商・工業機構の

直接担当階層たるブルジョアジーが、同時に自然科学の担い手をも兼ねる日が、到来しなければならなかった。そのような日は何時如何にして到来したか。それを語る前に、否それを語るためにこそ、それに先立ってまず中国古代後期における科学の勃興を如何なる階層が支えたかを、究明しなければならない。

すでに詳しく考察した如く、中国民族は、異民族の生産力や奴隷の労働に依存することなく、自力でその生産力を高め氏族社会の枠をその内部から突き破って、商品経済機構としての産業間分業機構と、国家権力機構による支配機構としての一般階級間分業機構とを、創始し発展させた。生産力の発展は当然物質に関する相当高度の経験的知識とその応用技術とに基づいており、従って又それから区別される理論的・体系的知識としての科学の自覚と科学への欲求もまた同時に出現した。そして科学担当の役割は、ギリシャ・ローマの場合といささか異なって、全面的に、法学・経済学・政治学のような公権力（中国の場合明確かつ強力な専制的中央集権的官僚国家権力）の発動をめぐる社会現象に関する科学だけでなく、数学・論理学・自然科学のような物質に関する科学も含めて、新しい分業機構上の重要な一階層として登場した「官僚」、すなわち社会分業機構上国家権力の発動を専門にその職務として担当すべき役割を課せられた人々、の手に、本来の職務の一部として委ねられることになったのである。ギリシャ・ローマ民族は、かの大帝国を建設した後においても、前述のように彼らが保持する公権力機構の内部原理は本質的な点で諸氏族協同体たる都市国家原理にとどまったから、理念的には公権力の発動は全ローマ市民によって担当さるべきものとされ、その結果必然的に、ローマの版図が拡大し多数の異民族を支配する必要上公権力発動の能率性が要求されて全市民の参加が現実的に不可能になるに従い、一部の政治ボスの手に委ねられるに至った。かくて大多数の市民は實際上公権力の発動を担当せず、さりとて農・商・工業に携わるでもなく、その上家内労働は奴隷に委せっぱなしの

者が多くなり、暇と精力をもてあまし、彼らの中から、一方では政治ボスと共に、政治ボスに対する協力や批判の活動を通じて社会科学を創り出す者が生まれ、他方では自然への知的興味から数学・論理学・物理学・化学などの自然科学を創造する者が生じたわけである。これに反して、中国型古代後期の公権力機構は、前述の如く、氏族社会的な公権力原理をむしろ本質的な点で否定しながら成立・成長・発展したものであって、その本質的原理は、公権力の発動を産業間分業機構上、農・商・工業等の一般産業間分業機構と併存する独立の特殊機構として明確に位置づけ、その結果、その担当者をして農・商・工業機構担当者とは全く別個の、公権力の発動に専門的に携わる、特殊な独立の階層たらしめ、一方、農・商・工業者をして官僚層を本来的な上位権力者とする一般階級間分業機構上の本来的な被支配階級たらしめる、という点に在る。このような社会分業機構では、ギリシャ・ローマのそれに広く見られたような、公権力機構と農・商・工業機構とのいずれの直接担当者でもない「独立有閑階層」は、殆ど生ずる余地がない。天子・高級官僚・大地主・大資本家の子弟だけが有閑人士たりうるが、彼らはその父兄が属する階層の一部（二軍ないし予備軍）であって独立の階層ではないから、何らかの社会分業上の役割を独立で担当せしめられることはありえない。（わが国で言えば、江戸時代の旗本の次男坊みたいなものだ。）故に、ギリシャ・ローマ型社会の如く、独立の有閑階層が社会分業機構上の固有の職務としてでなく全く自由な形で科学を追求する、という現象は起こりえない。かくて科学を独立にそれ自身として追求しうる時間的労力的余裕を持った階級としては、ただ農・商・工業機構の直接担当を免除されその代わり公権力発動という固有の職務を課せられた官僚階層だけが残ることになる。そしてこのことが、中国型社会をギリシャ・ローマ型社会に比較した場合、生産力従って生産技術特にその重要要素たる物質に関する経験的知識とその応用技術の面では、中国型社会の方がギリシャ・ローマ型社会より遙かに高い発展段階に達することができたのに（例えば、鑄銅・陶磁器製造・織布・造船・造車・農業技術全般などについてそうであ

る。羅針盤・紙・火薬・印刷術などの文化史・社会史に画期的意義を持つ発明の多くは、中国でなされた。)、物質に関する理論的・体系的な知識(自然科学)特に生産技術からの刺激なしにそれ自体で完結した進歩発展が相当程度可能な数学や論理学の領域では、逆にギリシャ・ローマ型社会の方が中国型社会よりも相当高い発展段階に達した、という歴史の矛盾の因って来たる根本原因なのである。(ちなみに、マルクシズムの土台・上部構造論を公式的に適用すると、自然科学は生産力・生産技術の反映なのであるから、ギリシャ・ローマ特にギリシャの方が18—9世紀までの中国社会より生産力・生産技術が高かったことになる。これは明らかに事実と反し、単純な土台・上部構造論の不毛性を端的に示している。土台・上部構造論の批判・再検討・再構成は将来本論の重要なテーマの一つとなるので、あらかじめ注意を喚)なぜなら、官僚階層は公権力の発動を実際に担当し(官僚自身の場合)または担当するための準備をする(官僚の子弟一族の場合)という本来の職務を社会分業機構上課せられており、しかも国家権力機構の専制的性格の故にその職務は極めて厳しい遵守を要求されているから、なるほど彼らの肉体労働は軽く時間的にも精力的にも余裕は十分あるはずであるが、その余裕を公権力の発動と全然関わりのない自然科学の追求のために割くということは、極めて困難だったからである。

かくて彼らの理論的思索は専ら公権力の発動をめぐる諸々の社会現象すなわち法・経済・政治に関する科学の追求に向けられ、その方面で赫々たる成功を収めた。もっとも、思索の自由という点には大きな制約があり、それがこれら科学の発展に対して本質的な限界を与えた。国家権力機構が形成途上に在りその構造の根本的な理念やプランが未確定の状態で流動していた春秋・戦国・秦・漢初の時代には、確定の方向を見定めるべく濫立する諸学説の間で自由な討論が闘わされた時期があり、いわゆる諸子百家はこの間に輩出した。しかし新しい国家権力の構造が、上述したような歴史的必然の推移によって、急速に、天子を頂点とする巨大で強力で行き届きかつ整頓された専制的な中央集権的官僚国家権力機構という形に落ち着いてゆくに従い、この方向に矛盾する学説は、対立する学説によってでなくこの方向を自覚し初めた国家権力そのものによって、次第にその存在を否定されて行った。社会科学は、この方向を肯定しそれに理念的根拠

を提供しその全体的な見取図を提示しかつ全体と細部とに亘ってそれを構成し維持し強化するための具体的方法すなわち統治技術（一般階級間分業機構の運営すなわち公権力発動の技術）を供給するものであるときのみ、その存在を認められ保障されまたは保護された。すなわち、専制的・中央集権的・官僚国家権力機構への奉仕者たるべきことを当該国家権力機構自身によって強制された。故に、公権力発動への全社会成員の参加従って自由な発言という都市国家的性格の根本原理を最後まで捨てなかった古代ギリシャ・ローマにおける社会科学のように、統治技術についてだけでなく根本的全体的な統治理念・統治プランについても多数の異なる学説が対立しそれぞれ対等の存在権を認められているという景観は、中国では漢帝国の確立と共に永遠に消滅したのである。その結果中国人は、現存の専制的・中央集権的・官僚主義的な一般階級間分業機構（統治機構）と根本的に異なる理念と全体的プランに立脚した別種のそれを、想像し・希求し・創造する能力を次第に失って行った。近代に至って、中国における社会構造の根本的変革を、西欧や日本に比して著しく困難にした重要な原因の1つは、この点にも在る。

次に、社会科学に興味を持たぬ官僚の多くは、その余裕と知的エネルギーとを専ら文学的創造に向けた。官僚の上記のような性格からして、彼らは歴史を統治の鑑とする意図の下に自覚的に編纂し、その仕事に極めて重い意義を与えた。かくて史眼を以てする社会や個人や自然や物産の描写・意義づけ・批判は彼らの表芸となり、一個重要な文化ジャンル（文章）を形成するに至る（「文章は経国の大業不窮の盛事なり」との曹丕の典論の語を想え）。しかして、或る文化現象が一旦独立したジャンルとしての存在を認められると、以後或る程度まで本来の存在意義を離れてそのジャンルに固有の技巧それ自身が、独立に追求される現象を生ずることは、文化各ジャンルについて一般的に認められる所であって、文章についても、文章技巧が文章の史的・統治関係的意義を離れて独立に追求され発展せしめられる結果、芸術としての文章すなわち「文学」を成立せしめるに至る。一方、文学のもう1つのジャン

ルたる詩の鑑賞制作は、詩経に見る如く、民情を察して統治の資に供し、および国家権力機構の円滑をはかり秩序を正し威儀を整えあるいはこれを荘厳するために、歴史と共に必要不可欠の統治道具とされたから、これまた官僚の表芸とされて独立の文化ジャンルたる地位を与えられ、そのことによって芸術性を確立し文学を形成するに至る。かように、中国の官僚が統治と一見何の関わりもない詩文に熱中したのは、後世になると或る程度芸術のための芸術の追求という意味を持つようになるが、社会分業機構上のたてまえとしてはあくまでも官僚本来の職務たる統治の要具という意味で承認されかつそれに藉口して行なわれたのであり、古代ギリシャ・ローマの有閑市民が、ミューズやアポロンのため詩文それ自身のために純粹の芸術として自由にその鑑賞制作を行なったのとは、本質を異にしている。故に、どうやっても統治の要具たる意義に藉口することを認められ難い民間の小説牌史戯曲のたぐいは、最後まで官僚が表向きには鑑賞制作を避けた所のものであった。従って、中国の官僚の多くが詩文の如き閑事業に没頭しながら、何故自然科学に没頭しようとするものが少なかったかを、いぶかる必要はない。後者は統治の要具としては全く無用のものだったからである。(諸子百家の中には公孫竜の如き論理学者・詭弁家も存するが、彼らがアリストテレスや一群のソフィストらと本質的に違う所は、彼らは反対学説をやっつけ王侯に自分たちの政治学説を売りつけるという明確な実利的目的のための要具として論理学の整備に努めたのであって、専ら知的興味によってそうしたのではない、といふことである。)

さらに、中国官僚における詩文の尊重は、書の尊重と併んで、政治の要具として本質規定された中国文字の持つ象徴的意味からの、必然的な帰結でもあった。中国文字は複雑で学習に極めて多くの時間と知的労働とを要するから、多く肉体労働に頼って農・商・工業機構を直接担当している庶民(一般階級間分業機構上の被支配階級)には、その学習は極めて困難である。従って自然、文字の読み書きは官僚階層の専門技術・特殊技能となり、文字は官僚本来の職務たる統治に固有の要具として意識され、その結果やがて官僚の庶民に対する(一般階級間分業機構上の)威信のシンボルとなる。故に、文字の読み書きは何のためになされようと、仮に統治自体

には直接何の役にも立たなかりと、それ自体において官僚の威信の発揚に役立ち従って国家権力機構を強化し統治の貫徹と円滑とに資する。この意味から言えば、官僚が詩文や書の如き閑事業にそれ自体としての価値を認め純粹の芸術としてこれを追求することは、それ自体ですでに官僚としての職務の遂行である。芸術としての「書」の追求が詩文と併んで官僚の表芸とされた理由は、これによって初めて理解されうる。(統治の要具として適当な書は、いわゆる吏書・吏楷であって、芸術書とは全く本質を異にするから、書が統治要具だったからとて、直ちに芸術としての書の追求が官僚の表芸になるわけではない。)以上と異なって絵画には、本来詩文・書の如く官僚の表芸とされるに足る上記のような理由が存しないから唐代までは職人芸として卑しめられていた(閻立本が宮中で「画師閻立本」と呼ばれたのを終世の(恥としたという、歴代名画記に載せる逸話を想え。))が、宋代以後殊に南宗画の風が職業画人の画風(北宗画)と自覺的に対立しつつ、士人の風尚を発揚し士魂を養う術として確立発展してゆくにつれ、漸く官僚の表芸となったのである。

以上の如く、中国型社会分業機構では、純粹な意味での芸術のための芸術・学問のための学問(社会科学・歴史学・自然科学すべてを通じて)の成立は、その担い手となりうる独立の有閑階層が存立しないため、極めて困難であり、ただ文学・芸術については、文学のための文学・芸術のための芸術がそのまま統治技術だという論理構造の下に、或る範囲でその成立が認められ、また社会科学・歴史学については、その本質上必然的に体系的当為法則の追求たらざるをえない範囲と限度とにおいて限定されたイデオロギーとしての科学のための科学の成立が認められるにすぎず、自然科学のそれ自身のための追求は、全く「無用の弁不急の察(荀子の語)」として排斥されたのである。これがいわゆる「中国の実利主義」、公認イデオロギーとしてこれを代表する「儒教の実利主義」にほかならない。

そして2千年の長きにわたりこのイデオロギーが社会分業機構全体を支配する結果、やがてその社会分業機構の中に科学のための科学の担い手たりうる条件としての十分な暇(時間的労力的余裕)と金とを持った新しい独立有閑階層として、大地主・大資本家層が広汎に登場して来るにもかか

ならず、この新階層は、一方において伝統的な実利主義に拘束されて、せっかくの好条件を利用して自然科学の担い手となることができず、他方において官僚がすでに十分開花・完成させ従って極めて魅力に富んだ芸術のための芸術すなわち詩文書画の道へとその閑暇と知的エネルギーとを注ぐように誘惑されることにより、実利を離れたそれ自身のための知的追求への欲望を、自然科学の追求とは違った方向で、十分満足させてしまう。

そもそも、商品経済機構の発展に伴い前述の如き社会史的経過を辿って次第に官僚と並ぶ社会分業機構上の指導勢力となるに至った地主・資本家階層は、農・商・工業機構における特殊階級間分業機構上の権力の担い手であり、従ってこれら機構の直接担当者としてそれぞれの分野の物質に関する経験的知識およびその応用技術とに関心が深く、しかも同時に実際上の機構担当の職務を専ら彼らの被支配者たる小作人や労働者に委せて自らは時間的・労力的な余暇と余暇をつぶすに必要な資金と（要するに暇と金）をたっぷり持っており、従ってその経験的知識をその応用から切り離して発展させることにより自然科学を追求・創造するのに最も適した条件を備えており、かくてこの2つの条件が結びついて自然科学を高度に発達させると同時に発達した自然科学を農・商・工業技術に直接応用してその生産力を飛躍的に高めるのに最も適した条件を備えている所の、階層である。後に詳しく見る如く、近世・近代にかけて西欧のブルジョアジーは、このような好条件をフルに利用して、かの産業革命をなしとげ資本主義の驚異的発展を齎したのである。しかるに、中国の地主・資本家は、西欧ブルジョアジーよりもずっと早くからそれと同じ好条件に恵まれながら遂にそのチャンスを掴むことができなかった。その理由は、上記の如く、中国型社会分業機構が培った伝統的イデオロギーたる実利主義の要求が、自然科学のための自然科学の追求を妨げ経験的知識・技術の段階から遠く超え出ることを得させなかったこと、および従来伝統的な科学の担い手であった官僚層自身が自然科学を無用視してこれを担当継承させて来なかったから、中国の地主・ブルジョアジー層は、西欧近世のブルジョアジーが古代

ギリシャ・ローマ市民から引き継いだような自然科学の遺産とそれを尊重する気風とを持たず、逆にむしろその妨げとなる所の、高度に発達し魅力に富んだ詩文書画という文化財とそれを尊重する気風とを、官僚層から移入し発展させる方向に誘惑されたこと（例えば清初に、揚子江下流地域における資本制商・工業の繁栄は幾多の巨大な家族主義的大資本家を生み、彼らの保護の下に石涛・八大山、² 人・揚州八怪らが清新発瀾たる新画風を創始することになる。）、³ しかして、アリストテレスやアルキメデスやエウクレイデスは近世西欧資本家層にとり現実の支配被支配関係や利害関係を持たぬ故人にすぎぬが、中国の地主・資本家にとり官僚は、一般階級間分業機構上彼らに対する現実の支配権力として厳存し、かつ商品経済機構上彼らと基本的に同一の利害関係に立って緊密に協力している所の、現実の巨大かつ強力な社会的勢力なのであるから、官僚が培った実利主義的イデオロギーや詩文書画への傾倒の風尚は、極めて強いほとんど拒否不可能な影響力を、彼らに対して持たざるをえないということ、特に地主層は宋代以後官僚の大部分の供給源であるところに、さらに大家族制が付け加わると、事実上地主層の大部分が何らかの意味で官僚の一族郎党であり従って官僚予備軍であるということになってしまい、従って地主層が官僚階層からイデオロギー的風尚的に明確に分離し自立し独自のものを打ち出すことは、本来不可能だ、ということ、に在る。

以上によりわれわれは、中国型社会では、農・商・工業機構は非常に早くから資本主義の門口まで差しかかり、経験的技術は早くから高度な発達を見せながら、何故近代的資本主義成立の第4条件たる科学的技術の飛躍的発達が容易に生じなかったかの、社会史的原因を、はっきりと知ることができた。そしてこの認識は同時に、西欧社会が、中国にくらべて商品経済機構の発展、経験的農・商・工業技術の発達において極めて遅く、資本主義の門口に差しかかることも極めて遅かったにもかかわらず、近世から近代初頭にかけて次第に自然科学と農・商・工業技術とを1つに結びつけ、ついに科学技術の飛躍的発達による産業革命の到来によって資本主義経済機構の驚異的発達をもたらし、アツと言うまに久しく萌芽段階に停滞して

いた中国資本主義を遙か後方に抜き去った社会史的根本原因を教え、またしても社会発展に関する「兎と亀・抜きつ抜かれつ」の法則の確認へと人を導く。その間の経緯を以下に略述しよう。

ギリシャ・ローマ民族は自力でその内部から生産技術・生産力・商品経済機構を発達せしめることができず、内部的には氏族共同体たる都市国家的段階に低迷し、従って公権力機構の根本理念・プランもその段階に長く足踏みした型態のまま、この段階を何とかして突破するために、武力によって異民族を征服支配し彼らから物資・労働力（奴隷）を収奪する一般産業間分業機構とそれを維持するために異民族・奴隷を強圧する軍国主義的公権力機構とを形成した。故に、それらの機構は本来深刻な内部矛盾を孕む極めて脆弱な組織であった。これに対し中国では、公権力機構が、自力で開発した豊かな商品経済機構に支えられて、安定し完備し強力かつ巨大な専制的中央集権的官僚機構となることができ、その点でギリシャ・ローマより遙かに先進的な社会であった。ところが、そのためにかえって中国では、以上に詳述した如く、官僚層を中心とする社会分業機構のメカニズムが、自然科学の発達および地主・資本家の手による自然科学と生産技術との結合による後者の飛躍的發展を阻害するように機能する結果となった。これに対し、ギリシャ・ローマでは逆に、社会分業機構が甚だ矛盾に満ちた収奪的機構であったがために、それからはみ出し何の職業も持たずに収奪物に寄生する有閑市民階層を大量に生み出し、その結果彼らの手で自然科学を応用技術と全く無関係な形で早くから極めて高度なものに発達させることができた。

その後、民族間矛盾を中心とする極めて深刻な諸矛盾を本来的にかかえてこんでいたローマ社会分業機構は自然に解体崩壊して、西欧は氏族制社会へ逆行しその再版たる封建制社会を現出するが、その公権力は実質上氏族制的であって都市国家的なローマのそれより一層原始的であり、形式上の中央集権的公権力たる王権も微弱で実質的には一種の氏族制的公権力にすぎぬから、中国の官僚国家権力の如く科学・芸術の担い手たる能力を全く

欠きむしろ反文化的・反芸術的・反科学的・そして反生産技術的でした。封建領主やその家臣団は野蛮・無知な無頼漢の集団にすぎなかったものであった。（って、そのことは例えば「ニーベルンゲンの歌」・「ローランの歌」・「トリスタンとイゾーの物語」・「アーサー王と円卓の騎士の物語」・「ロビン・フッド伝説」など中世文学を代表する諸作品を一読すれば一目瞭然である。）そこで、社会科学と芸術は、丁度中国のそれが官僚国家権力機構の公認イデオロギー・統治技術・統治要具・または威信発揚要具たる限界内で官僚層に担われた如く、神と教会の公認イデオロギー・宗教技術としての神学および宗教の要具たる限界内で教会・聖職者層により細々と担われることになるが、宗教と自然科学とは本質的に矛盾するから聖職者は自然科学の担い手たりえぬのみか、領主層以上に反自然科学的・反生産技術的であった（彼らが錬金術者を魔法使として迫害したこと・天（動説や進化論に対してとった態度などを想え。）。これに対して中国官僚層は、自然科学を無用視はしたが敵視したわけではなく、また生産技術に対しては、農・商・工業機構に対する家父的保護者たる立場から、むしろ積極的に保護・育成する態度で臨んだのであって（「齊民要術」その他多数の農業書・「天工開物」その他多数の工業技術書・「傷寒論」その他多数の医術書が、官僚層の手に、）西欧の封建領主層や教会・聖職者層とはこの点で全く異なっていたのである。

さて、かかる状況下に西欧ブルジョアジーは、かかる再版氏族制的・反商品経済機構的・反生産技術的な封建的社会分業機構と厳しく対立しつつ、団結力により後者を実力で押しつけ都市に結集して自分たちの自治権を確立しそこを根城にして商品経済機構・商工業技術を発生・発達させて行った。そのため必然的に彼らは、野蛮・反文化的な国王・封建領主層に対するアンチ・テーゼとして自己を自覚し、この自覚の下に自ら独自の文化従って独自の科学・芸術の担当者たらんことを強く求めるに至った。この点で彼らは中国ブルジョアジーの如く、発達せる現存官僚文化への追隨的気風を全く持たなかった。古い文化の継承者たる聖職者層も、世俗的には一個の封建勢力であり彼らに対する敵対勢力の1つだったから、聖職者文化の反自然科学的性格には、むしろ反撥しこそすれそれに追隨しようなどという気持は全く持たなかった。かくて彼らが次第に富裕な有閑階層に成長してゆくにつれて、彼らが自然科学の担い手となることに対して障害

となるすべての社会的要因も一緒に排斥され否定されて行かざるをえなかったのである。

他方、西欧ブルジョアジーは、その発達の初期段階で東洋貿易に強く依存し、そこでペルシャそして間接的に中国の先進生産技術をも採り入れ、それを彼らの自然科学の素材として大いに利用しえたばかりでなく、すでに相当高度に発達していたギリシャ・ローマの自然科学を直接承継する機会を掴んだ。しかるに、ギリシャ・ローマ文化は、西欧が封建制社会へと退化する以前の黄金時代の文化という本質を本来持っている上に、封建制に反撥するブルジョアジーの感情が強く作用して、彼らの眼に絶対・永遠の価値・理想の如く映じるに至った。そこで彼らは、ギリシャ・ローマ文化の継承者として自らの文化的立場すなわち科学・芸術の担当者たる立場を規定しようとした。こうしてルネッサンスが起こったのである。そしてその際ギリシャ・ローマ文化の遺産として自然科学も全面的に継受された。はじめキリスト教文化はこれに対して好意的ではなかったが、ブルジョアジーは、彼らの反封建制闘争の一環として、神学に対する自然科学の独立と自由とを獲得する努力を重ね、次第にこれをかちとって行った。すなわち、西欧ブルジョアジーにとっては、自然科学の担い手となることは、本質的に彼らに敵対的である所の封建社会分業機構の中で彼らの独立と自由とをかちとる闘いの一駒にはかならなかつた。これに対して中国型社会分業機構の全体および各要素は、本質的に商品経済・商工業者・ブルジョアジーに対して友好的であり協力的であったから、中国ブルジョアジーは、ついぞその機構と対決し彼らの自由・独立を闘い取ろうなどという大それた欲求を持ったことはなかった。そのため、官僚によって指導された非自然科学的（反自然科学的ではない）な文化の全体的潮流に対しても極めて従順で、自然科学の担い手たらんとする意欲を全く持たなかつたのである。

かくて西欧では、商・工業機構従ってその技術の直接担当者たるブルジョアジーが同時に古代ギリシャ・ローマで開花した自然科学の直接の継受

者として自然科学を担いさらにこれを一層高度なものへと発展させてゆくことになり、やがて市民革命を経てブルジョアジーが社会分業機構の唯一の主人となりその機構のすべての要素を彼らに奉仕させうる立場に立ったとき、この高度に発展した自然科学を商工業技術へ真直ぐに応用する道が急速に開かれ、その技術の飛躍的發展による産業革命の興起・資本主義の急激な躍進をもたらしたのである。

故にここでも、中国型社会分業機構の先進性と相対的無矛盾性・およびその一要素たる産業技術への好意的性格が、かえってその科学技術の発展に限界を与えてやがてその機構自身を停滞させる結果となり、逆にローマ・西欧型社会分業機構の後進性と深刻な本質的矛盾・およびその一要素たる自然科学と産業技術への敵対的性格が、かえってブルジョアジーをしてそれらの障害と徹底的に対決せしめることにより自然科学の発達とその産業技術への応用とに対する中国的限界を不存在ならしめて、やがてそれら諸矛盾諸障害を徹底的に克服した近代西欧社会分業機構における科学的生産技術の華々しい開花を齎した、ということになる。故にこの逆説もまた、社会発展史の真の弁証法たる「兎と亀・抜きつ抜かれつ」法則の1つの顕著な実例である。

以上においてわれわれは、中国型社会発展の一般的型態を詳細に亘って考察すると共に、すでに随処においてローマ・西欧型社会発展型態との比論を行ない、両タイプを異ならしめる根本原因たる所のそれぞれの発展の初期条件の相違が、如何にして形成されたか、またその違いがその後引続く発展過程をどのように規制し、またその規制が相互に比較した場合如何にいわゆる社会発展の「兎と亀・抜きつ抜かれつ」法則に従う社会分業機構のメカニズムとして機能するか、を観察して来た。かくて中国型に引続きローマ・西欧型社会発展の一般的型態を全体的に概観するための準備は十分に整った。以下項を改めてその考察に取りかかるが、それはおのずから、互いに対等でそれぞれ独立の・発展段階を異にする・複数の社会分業

機構（を土台に持つ複数の社会）が接触した場合に起こる現象の究明を通じて、矛盾法則と抜きつ抜かれつ法則とを総合統一する社会史の窮極的法則の発見へと、人を導くであろう。